

予算特別委員会会議録(2)(令和7年2定)			
日 時	令和7年 6月19日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時50分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	横尾委員長、高橋副委員長、小貫・白濱・橋本・松岩・中鉢・下兼・前田各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・総合政策・財政・産業港湾・港湾担当・生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した横尾です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、高橋委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白濱委員、橋本委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中村岩雄委員が白濱委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、自民党、みらい、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

公明党。

○橋本委員

◎女性への支援について

最初に、女性への支援について質問いたします。

今定例会の代表質問では、女性に選ばれるまちになるためにはジェンダーギャップの解消が必要との質問をし、現在、取り組んでいることを御答弁いただきました。

私がこれまでも厚生常任委員会で幾度も質問してきたテーマではありましたが、改めて、男女共同参画情報誌ばるねっとが5年ぶりに発行されたということで、少しずつ進んでいるのかと感じております。

まず、5年ぶりに発行されました情報誌ばるねっとは、何部作成し、どういったところに設置しておりますでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

情報誌ばるねっとにつきましては、全部で5,000部を作成しております。

設置場所につきましては、市内公共施設のほか、市内の郵便局や銀行などの金融機関、また病院などのほか、高校や大学、看護学校等の専門学校などに設置をお願いしております。

○橋本委員

学校にまで設置されているということを知らなかったのが大変びっくりしましたが、5年前に出たものも5,000部で大体、全てはけると伺っていたので、まずは手元に残らないで、一人でも多く手に取れるような、また、いろいろな企業などにも設置して、私も銀行で見かけましたが、すてきな表紙だったので、ぜひ手に取っていただけたらと思っています。

現在、小樽市でも、長らくジェンダーギャップの解消のために様々取り組んでいると思うのですが、本市のジェンダーギャップ解消が進んでいるかといった感想などがあればお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

ジェンダーギャップ解消につきまして、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきといった性別役割分担意識につきましては、男女共同参画に関する市民意識調査における令和3年度と平成23年度の結果を比較しますと、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に同感する、あるいはどちらかといえば同感すると回答した割合は、平成23年度の20.5%から令和3年度は12.9%と減少していることから、少しずつですが、意識の解消は進んできているものと考えてお

ります。

しかし、性別による割合は、男性が18.5%に対し、女性が8.1%、また年代別では50歳代以上で10%を超えるなど、差が生じている状態となっているため、解消には至っておらず、引き続き解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○橋本委員

このジェンダーギャップの解消には、まだ家庭や家族の在り方ですとか性別役割分担意識の在り方への取組が必要だということを今、言っていました。

家庭、家族の在り方は内部に入っていきような話なので、なかなか難しい面もあるかと思うのですが、この辺の取組がさらに必要だという認識であるのか再度確認させてください。

○(生活環境) 男女共同参画課長

先ほどもお答えしましたとおり、分担意識の解消には至っていないと考えておりますので、まずは分担意識を変えていくことが必要であると考えているところであります。

○橋本委員

そういった取組の一つにもなるかと思うのですが、過去にも、男性が様々行われるセミナーなどに参加しているという御答弁もあったのですけれども、男女ともに意識の変革が必要かと思えます。

これは、男性だけではなく女性自身もそういった意識の変革が必要とすごく強く思っているのですが、今後の取組の中で、男性への働きかけについて改めてお聞かせください。

○(生活環境) 男女共同参画課長

男女共同参画の意識の浸透のため、情報誌ぱるねつとを市内各所へ配布しているほか、男女共同参画推進講演会や男女共同参画セミナーなどを開催しております。講演会を土曜日や日曜日に開催するなど、男性でも参加しやすい日程で実施してきておりますが、男性の意識を変える有効な取組についてさらに考えていきたいと思っております。

○橋本委員

代表質問でも御答弁いただきましたL字カーブの解消の必要性ということで、ワークライフバランスの実現を目指すと言った指標が第3次小樽市男女共同参画基本計画の中にもうたわれております。

本計画の就労の場における男女共同参画の推進について、どのような施策を考えているのか、御説明ください。

○(生活環境) 男女共同参画課長

計画では、就労の場における男女共同参画の推進について男女の均等な就業機会と待遇の確保として、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの周知や、起業に関する情報提供と相談支援の実施などを考えているほか、さらに、男女が共に働くための環境の整備として、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に係る広報活動や放課後児童クラブの充実などを施策として位置づけておりますので、関係部署とも連携し、今後、取り組んでまいりたいと考えております。

○橋本委員

続いて、一般的に労働力としても女性は期待されているのですけれども、様々な場面でジェンダーギャップがあって、現在、まだ賃金にも格差があるというのがなかなか解消できていないところもあります。

先ほども申し上げましたが、当然、女性自身の意識も変えていく必要はあるのですけれども、例えば、地方にはスキルやキャリアを生かすような仕事が多いとはなかなか言えない。特に、クリエイティブな産業みたいなものは都市部にありがちで、地方にはないものが非常に多いのかと思うのです。

代表質問でもお聞きしましたけれども、サテライトオフィスの企業誘致で、現在、課題となっているものがあればお示しください。

○(産業港湾)安井主幹

デジタル関連企業のサテライトオフィス誘致につきまして、企業からお聞きしている課題としましては、その企業が提供するサービスなどを活用する市内企業をいかに増やしていくか、また、進出した際の人材確保などでございます。

○橋本委員

さらに、御答弁では、リスクリングの必要性について、DXの加速化、または業務の様々な場面でデジタルスキルがどんどん求められているようになっていて、企業や労働者の取り巻く環境が急激に変化する中で、リスクリングは女性のキャリアアップ、また再就職につながるものであり、必要性が非常に増していると考えているという認識であることが確認できました。

私もこのリスクリングやデジタルスキルを身につけることが再就職などにも当然つながっていただけるものと思うのですが、起業などにもつながる可能性があるかと思いますが、この辺の見解をお示してください。

○(産業港湾)商業労政課長

現在、子育て等の理由によりまして仕事をされていない方などがリスクリングによって動画編集ですとかデジタルマーケティングなどのスキルを身につけることは、再就職などにつながるものと考えておりますが、そうしたスキルが、場合によっては事業を起こす際にも役に立つ可能性はあるものと考えております。

○橋本委員

女性の支援として、今度は健康面のことでお聞きしたいと思います。

代表質問でもプレコンセプションケアについてお聞きしたのですが、答弁いただきましたように男女ともに将来の妊娠に向けて、生活や健康と向き合う概念なのですが、近年、注目されています。いろいろな資料などをひもとくと、現代の若者の健康面での問題点、例えば、痩せ過ぎ、肥満のそれぞれが非常に増加傾向にあるとも統計が出ています。中でも私が大変気になるのは、ヘルスリテラシーの低さが近年すごく問題になっているとも言われていることです。

このヘルスリテラシーが低いことで起こることには、どのようなことがあるのか、御説明ください。

○(保健所)健康増進課長

ヘルスリテラシーが低いと、健康や医療に関する情報を正しく理解できず、健康診断を受けなかったり、症状が悪化するまで医療機関を受診しない、インターネットやSNSなどで誤った健康情報を入手し、振り回されることなどにより、健康状態を悪化させることが起こる可能性がございます。

○橋本委員

そうなのです。実は、今、本当に正しい情報を得るといのが逆にすごく難しいかと思うのです。

厚生常任委員会でも、HPVワクチンなどの質問をずっとしてきていますけれども、いろいろな方に聞き取ると、この判断基準になる正しい情報というのがなかなか届いていないのを感じるところです。

特に若い方が妊娠とか感染症への予防意識も低かったりすることで、残念ながら、この間も生まれたばかりの赤ちゃんが亡くなられたこともありまして、望まぬ妊娠などが非常に懸念されるところでもありますし、喫煙率の高さですとか、先ほど御説明にもあったように生理不順や強い生理痛を放っておくと、本当に不妊のリスク因子になるということも、意外とそのまま放置している、病院などにつながりづらい状況であることも問題とされています。

このプレコンセプションケアなのですが、妊娠に向けた健康管理ではあるのですが、例えば今言ったように望まぬ妊娠ですとかオーバードーズといった最近の問題と、10歳代から20歳代の若い女性を取り巻く様々な問題解決にも必要な考え方だと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○(子ども未来)子ども家庭課長

プレコンセプションケアが10歳代から20歳代の若い男女を取り巻くいろいろな問題解決に必要なものであるかとお尋

ねでございますが、若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合い、早い段階から痩せ過ぎや肥満などに対し、正しい知識を得て、健康的な生活を送ることで将来の健やかな妊娠や出産につながることから、重要であり、必要であると考えております。

○橋本委員

まず、妊娠に向けた取組ではありますが、妊娠だけではなくて、10歳代、20歳代の若い方が男女ともに健康であることは本当に望ましいことなので、そういった意味でもしっかり取り組んでいただけたらと思います。

先ほども申し上げましたが、HPVワクチン接種に関してこれまで何度も質問する中で、私も実際に娘がいる母親などに話を聞いても、本当になかなか正しい情報が得られなくて、打たないともう決めているという人にもよく出会うのです。その都度、こういったヘルスリテラシーを高めるという重要性を感じるところです。

プレコンセプションケアに関しては、令和7年第1回定例会で質問していますので間もないですが、何かこの間、検討したことがあるか、また今後の方向性について見解をお示してください。

○(こども未来)こども家庭課長

令和7年第1回定例会におきまして、プレコンセプションケアに関連して、ホームページをつくり、情報提供をしてはどうかということでしたが、その後、他市の状況等を調査したところでございます。

また、今後につきましては、本市のホームページにおきまして、プレコンセプションケアの考え方ですとか、必要な取組などに関する情報を掲載してまいりたいと考えてございます。

○橋本委員

◎関係人口について

続いて、関係人口について質問いたします。

代表質問ではSNSに関していろいろお聞きしました。答弁の中には、民間企業と連携し、令和7年4月から9月までの間、試行的にSNSに関する知見を有するアドバイザーから助言を受けることとしておりますというお話があったのですが、この知見を有するアドバイザーとはどのような方でしょうか。

○(総合政策)企画政策室渡邊主幹

アドバイザーについてでございますが、株式会社Another worksが提供するサービスで、各分野における民間の専門人材と行政課題を抱える自治体とのマッチングプラットフォームがございまして、昨年度、無償の実証実験としてこれに申し込み、マッチングに至ったものです。

SNSアドバイザーは、企業専門のインスタグラム運用代行やSNSマーケティング支援を行っている方であり、小樽市のSNSの充実や、移住情報サイト「笑になるおたる」との連携強化などについての助言をいただいております。

○橋本委員

こういった取組をしている企業があるというのに驚きました。

続いて、代表質問の御答弁に、SNSアドバイザーからの助言も参考にしながら実施可能な取組を進めてまいりたいと考えておりますとありました。私は、移住施策の質問に対して、SNSは双方向の運用が必要ではないかという質問をさせていただいておりました。

インスタグラムに特化して話しますと、全てのフォロワーがしてくれるわけではないですが、ストーリーズといった簡単なアンケートを取ったりすることもできますし、質問を投げかけて返答をもらおうといった機能もあります。

今後アドバイザーからの助言により双方向の運用などをするようになった場合、総務部広報広聴課などですることになるのかと思うのですが、ここに課題があればお示してください。

○(総務)広報広聴課長

アドバイザーとのミーティングを4月から行ってございまして、いただいた助言は、インスタグラムに限らず、X

またnoteなど多岐にわたるツールに触れられておりますが、全て総務部広報広聴課だけで行うものではなく、このたびのアドバイザーからの助言というのは、移住施策の観点からいただいておりますので、広報広聴課と総合政策部企画政策室が連携を図って取り組むものになります。

課題につきましては、2点、人員の面とイメージの統一感という点を考えております。

人員の面につきましては、広報広聴課単体で見ますと、少ない人員でSNS運用をしておりますので、さらなる運用の充実ということを考えますと、やはり人員の面で課題がございます。

SNSの運用と一口で言いますが、撮影の予定を立てて、事前に撮影の許可を取って、現地で写真、動画を撮影して、コメントを取材し、投稿文を作成して投稿するといった作業から成り立っておりますので、内容の充実、新たな取組を目指すとなると、内容によっては多くの作業量が発生することとなります。

また、イメージの統一感につきましては、インスタグラムについて言えば、運用当初から市外の方にも小樽市での暮らしのイメージを持っていただくということをコンセプトに、小樽暮らしという名前で画像を投稿してきております。

投稿のイメージの統一感があるからこそ、今日、確認したところ、約1万4,000人のフォロワーにつながっておりますので、イメージを崩すような新たな取組をしづらという課題もございます。

双方向の機能に限りませんが、アドバイザーからの助言を受けて、関係人口の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

○橋本委員

noteも始める可能性があるというのが何か新しい取組も始めるのかと思ひまして、大変うれしく思っています。

これまで以上にSNSの利用も活発にさせていただけると、また関係人口が増えていく一助になると思いますので、頑張ってくださいと思います。

続いて、地域おこし協力隊についてお聞きします。

これまでの課題として、活用にあたっては、応募者数の確保や隊員側と自治体側の求める活動内容のミスマッチの解消等が課題であったとの御答弁でした。そこで、お試しやインターンについても検討しているとの御答弁でした。今、NPO法人OTARU CREATIVE PLUSで新たな募集も始まっておりますので、まずはしっかりこの成功事例をつくって、今後に生かしていただきたいと思っています。

小樽市が今、抱える様々な課題の中で、市として、今後、地域おこし協力隊を活用したい分野などは検討しておりますでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

地域おこし協力隊の活用につきましては、地域課題解決のための活動内容を明確に示すことが必要であるため、庁内においてしっかり議論を重ね、着任後のミスマッチが起きないように対策し、活動の成果が期待できる分野についての検討を進めているところでございます。

○橋本委員

全国的に見ると、いろいろなお仕事に就かれている方もいて、ここを成功させると、地域の課題解決、また関係人口、その先には移住などということも続いていくので、ぜひ一生懸命取り組みたいというところでございます。

この関係人口を創出する上で、民間企業と連携することに対して、積極的に連携すべきであると考えており、これまで市内外で企業と連携して、様々な事業を進めていきましたと言われました。

関係人口に関してどのような民間企業とどのような連携をしてきたのか、御説明ください。

○(総合政策) 企画政策室渡邊主幹

関係人口の創出や拡大を目的とした民間企業との連携につきましては、ふるさと納税の推進のほか、株式会社タ

イミーと連携して、スキマバイトサービスと移住体験を組み合わせた多様な働き方、関係人口創出事業、それから、株式会社FMノースウェーブと連携し、主に札幌圏の若い世代をターゲットに、ラジオ番組などを通じて小樽市の魅力を伝える地域魅力発信事業、それから、北海道済生会と連携し、発達支援のある子供を対象とした親子ワークショップ事業といった事業を実施してきたところです。

○橋本委員

続いて、代表質問の中で、小樽市を離れる子供たちとつながり続けることで関係構築のしやすさ、Uターン移住の可能性などがあると、つながりを持ち続けることが重要であると考えておりますという御答弁をいただきました。

これに関して、ふるさと住民登録制度について利用を考えたいという御答弁もあったので、この住民登録制度について説明していただけますでしょうか。

○(総合政策)企画政策室渡邊主幹

ふるさと住民登録制度についてでございますが、住所地以外の地域に継続的に関わるものを登録することで、関係人口の規模や地域との関係性などを可視化し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげる仕組みであり、誰もがスマートフォンのアプリで簡単、簡便に登録でき、各地域との関わりを深められるよう、関係府省庁が連携して、プラットフォームとなるシステム構築を進めることとされております。

国においては、今後10年間で実人数1,000万人、延べ人数1億人を目指すとされておりますが、制度の詳細については明らかにされておらず、具体化させた総合戦略が今年度内に策定される予定となっております。

○橋本委員

こういった国でつくったシステムができれば非常に取り組みやすくなるので、構築をしっかりと待つという形にはなりますが、私が調べた限りでは、各自治体で特色を持った取組もできるというような話が書かれている資料も読みましたので、小樽市らしく使っていただけたらと思います。

次に、少し違った観点から、関係人口について、質問したいと思います。

熊本城は、震災後に復興城主という寄附の仕組みをつくられました。寄附をすると、城主証や優待証「城主手形」というのがあって、無料でお城に入れたりという特典があるといったものがあって、さらにデジタル芳名板に名前が掲載される仕組みがあるそうです。

これは少し前ですが、2009年の岩見沢駅前の建て替えの際に、岩見沢レンガプロジェクトとあって、駅舎はレンガできていますので、寄附した方の名前を刻んだレンガがすごく並んでいる。これは一つ1,500円でした。

あと、苗穂駅も何年か前に建て替えたのですが、ここには、レールをスライスしたものに寄附した方の名前が刻まれて、壁に並んでいたのです。こんなものがあるのだと思って写真も撮ってきたのですが、こういった取組をされている自治体があります。このようなクラウドファンディング的な方法で、関係人口をつくるのもできるかと思うのです。

資金調達なども兼ねた、このような方法について見解をお示してください。

○(総合政策)企画政策室渡邊主幹

過去に、本市においても蒸気機関車アイアンホース号復活プロジェクトであったり、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の保全活用に向けた取組において、クラウドファンディングにより資金調達した事例はございますが、他市の取組も参考に、資金調達も兼ねた関係人口の創出拡大の手法について研究してまいりたいと考えております。

○橋本委員

過去に小樽市でもクラウドファンディングをやっていますが、この名前が刻まれ残るところがとてもいいのですよね。名前があったら、もう1回見に来るというリピートの可能性もありますし、家族で刻んだり、御夫婦で刻むといったようにイベント性も高いと思うので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

◎公共施設のモニタリングについて

次に、公共施設のモニタリングについて質問します。

代表質問で公共施設全体に必要な考え方といった前提で指定管理者制度を導入している施設から事業報告書などが提出されておりますので、実証実験といった感じで、モニタリングの制度を取り入れてみてはどうかという質問をいたしました。

一般的に公共施設の指定管理者制度には様々なメリットがありますが、指定管理者による施設利用者のニーズ把握の手法としてどのようなものがあるのかという質問には、利用者のアンケート等を実施して、施設利用者のニーズを把握するという御答弁でありました。

実際にどのようなアンケートがあったのか、どこの施設かも分かれば構いませんので、お聞かせください。また、そのアンケートは、その後、どのように生かされたのか、分かれば御答弁ください。

○（財政）契約管財課長

施設により手法は異なりますが、一般的に施設内にアンケートを入れるアンケートボックスを設置したり、イベント時に職員が来場した際にアンケートを実施したことが挙げられます。

基本協定書の中にアンケート等を実施して、施設利用者の意見、苦情等を把握し、これらを市に報告するとともに、本業務の改善に努めるものとするあり、アンケートの情報を指定管理者と施設の所管課が共有し、施設の運営に生かすことになっております。

○橋本委員

指定管理者から提出される事業報告書のほかに、自己評価報告書があるとお聞きしましたが、どのような内容か、御説明ください。

○（財政）契約管財課長

自己評価報告書の評価項目については、施設の管理を安定して行うことができること、施設の効果的、効率的な管理ができること、そして施設の使用について公平性の確保ができること、以上を三つの柱とする計8項目となっております。

○橋本委員

大きいもののほかにこれを八つに分けて、自己評価しているということです。

これは、施設の所管課も同じ内容で評価をしているのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

施設の所管課の自己評価報告書については全部で4項目でして、一つが事業計画の履行状況に対する評価、二つ目が施設の管理運営の評価、三つ目がサービスの質の評価、四つ目がサービスの安定性の評価、以上の4項目となっております。

○橋本委員

事業報告書、自己評価報告書が提出された後にヒアリングを何度かされると思うのですが、この時点でアンケートで寄せられた声についてもヒアリングの材料となっているのか、その辺をお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

アンケートの情報を指定管理者と施設の所管課で共有し、施設の運営に生かすこととなっておりますので、アンケートで寄せられた声についてもヒアリングの材料となるものと考えております。

○橋本委員

今回、私がお話した二次評価も含むモニタリングは、そもそも管理運営が適切に行われているのか確認するものですが、モニタリングを通して、市と指定管理者がコミュニケーションを図るツールでもあると思いますし、問題点を早期に発見して改善を行うことで、市民サービスの質の向上、ひいては経費の削減などにも期待ができる方法かと思ひまして、質問いたしました。

現在の事業報告書、また自己評価報告書では、これらに関して充足していると思いますでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

現在の事業報告書及び自己評価報告書を元に、事業計画達成度や利用者の満足度について検証し、次年度以降の業務内容に反映するよう取り組んでいるところですが、さらなる施設の管理、運営等の向上を図るため、他の自治体の事例について情報収集に努めてまいりたいと思っております。

○橋本委員

今されている事業報告書また自己評価報告書では、公共施設の管理運営に関して、こういったものを評価して運営していると市民へ説明することも必要ではないかと思うのですが、御見解をお示してください。

○(財政) 契約管財課長

現在、公共施設の管理運営に関する情報公開につきましては行っておりませんが、他の自治体の事例について情報収集に努めてまいりたいと思っております。

○橋本委員

いろいろ参考にしていただいて、それぞれまた今後どんどん統合化されたりする中で、不便が出るけれども、きれいになってよくなったとなるような公共施設になっていただきたいと思います。

最後に、私は昨年の決算特別委員会で、おたる自然の村に関して、コロナ禍以前に戻していくためには、まだやれることがあるという質問をいたしました。

そのときには、専用のホームページに関して更新頻度が低いこととか、利用料金がホームページに載っていないとか、その辺のお話をしまして、ここはホームページをすぐに改善していただきました。

このエピソード一つとっても、当時は利用者のニーズに対する意識が向いていない感じをしておりましたので、まずこういった小さいことではありますが、利用者ニーズのしっかりとした把握は大事なのかと思っております。

次に、指定管理者を導入するメリットがあるという考えであると思っておりますので、さらなるサービス向上、また利用者の増加を図るために、より適切なモニタリングの手法について研究してまいりたいと代表質問にも御答弁いただきました。

まずは評価の項目をもう少し細やかに数を増やすなど、その辺の設定などに関しても御見解をお聞きしたいと思います。

○(財政) 契約管財課長

現在の自己評価の項目については平成18年度の評価をする際に定められたものであり、それ以降、変更されておられませんので、利用者のニーズ把握などを含め、他の自治体の導入事例について情報収集に努めてまいりたいと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○松岩委員

◎小樽港高島地区における静穏度の対策について

初めに、小樽港高島地区における静穏度の対策についてでございます。

高島地区の静穏度について、札幌市側の岸壁190メートルの区間で、国の基準である年間を通じた97.5%以上の荷

稼働率が確保されていないと把握しているということですが、この状況について港湾に詳しくない方もいらっしゃると思いますので、分かるように一旦御説明いただきたいと思います。

○(産業港湾) 港湾室主幹

高島地区の静穏度につきまして、年間を通じた97.5%以上の稼働率が確保されていないことにつきましてですが、国の基準によりますと、静穏度は年間を通じて97.5%以上の稼働可能な状態が必要であることが定められてございます。

この97.5%以上は安全に稼働作業ができる数値で、漁船が利用する場合、岸壁の場合は30センチメートルの波の時間的発生率、つまり年間365日に換算して何日あるかという考え方で、この高島地区の札幌市側の岸壁190メートルの区間で97.5%以上の稼働率が確保されていないということでございます。

○松岩委員

実際に港湾室が把握している稼働率の状況について、お聞かせください。

○(産業港湾) 港湾室主幹

実際の稼働率の状況でございますが、先ほど御答弁させていただいた97.5%以上を確保していない状況につきましては、平成26年から平成30年までの5か年の波浪データを基に解析した結果、現在の防波堤の形状であれば稼働率が97.2%になってございます。

○松岩委員

対応策として、高島地区の島提を100メートル延伸しようというのが令和3年の小樽港港湾計画改訂時に盛り込まれているということです。この稼働率は97.2%で0.3%足りていないということなのですが、港湾関係者に聞き取りをしたところ、気象や海洋の環境が変化して、100メートルの島提延伸では、静穏度の確保として不十分ではないかと。もっと詳しく言うと、そのときは97.2%だけでも、年々ひどくなっているのではないかという印象を抱いているという声も聞いております。

この点について、市の見解を伺いたいと思います。

○(産業港湾) 港湾室主幹

先ほど御答弁いたしました97.2%につきましては、平成26年から平成30年の5か年の解析結果でございます。

令和3年の小樽港港湾計画で高島地区の島提の100メートル延伸を位置づけたものでございますが、その当時と現在では、気象、海象条件に大きな変化がある場合については、新たに検討する必要があるのではないかと考えてございます。

○松岩委員

高島地区島提の100メートル延伸に関する事業の実施については、他の施設との優先度や、市の財政状況を勘案した上で検討するという答弁をいただいておりますが、このほかの施設の優先度は具体的にどのような施設を指しているのか。

また、静穏度の保持は、港湾室にとっての優先順位をどういう形で考えているのか、お聞かせください。

○(産業港湾) 港湾整備課長

まず、島提の延伸に当たっての優先度の比較対象となる施設はどのようなものかという御質問だったかと思うのですが、基本的には、小樽港の全ての港湾施設が該当するものでございまして、具体的には、現在、老朽化対策として直轄事業で行われております北副防波堤や中央ふ頭岸壁、また、管理者事業として実施してございます若竹地区防波堤や色内ふ頭、臨港道路などがあります。それから、小樽港港湾計画に位置づけました耐震強化岸壁などの整備もそれに当たるものであります。

次に、静穏度保持の優先順位はどれぐらいかという御質問だったかと思っております。静穏度の確保は非常に重要であります。具体的に何番目という順位づけはしてございません。新設や延伸、改良などの事業実施が必要となる施

設ごとに、老朽度や緊急度、それから整備効果などを総合的に判断しまして、適切な時期に実施できるように努めているところでございます。

○松岩委員

財政状況について、島提の100メートル延伸にはどのぐらいの事業費が見込まれるのか、お聞かせください。

○(産業港湾) 港湾室主幹

令和3年の小樽港港湾計画改訂時に、高島地区島提の100メートル延伸を位置づけてございますが、この計画の際には、防波堤の具体的な構造などを検討して事業費の算出は行っていないため、現時点でお示しすることはできない状況でございます。

○松岩委員

と言われましても、少し考えにくくなってしまいますので、概算でも構いませんので、大体こういったものを造るときにどの程度の金額がかかるのかを、もちろんこのときの答弁が未来にどうだということはないので、まずは具体的な金額感というのを少しお聞かせいただきたいと思います。

○(産業港湾) 港湾室主幹

具体的な金額感ということであくまで参考としてお答えさせていただきたいと思います。令和4年度に国が行った本港地区防波堤整備事業、北防波堤や、北副防波堤の整備に関する再評価の資料におきましては、北副防波堤を110メートル延伸した場合、約16億円と見込んでございます。この数字が一つの目安として似たような規模になるのではないかと考えてございます。

○松岩委員

大体16億円、参考値で似たようなものがあつたということは、この前後ぐらいではなかろうかということだと思います。

これをもちろん市の単費で全て行うというのは全く難しいと思うのですが、これは国や北海道の補助金だったりなんなりを得ることになります、それらを踏まえて、事業実施には市の持ち出しはどのぐらいの見込みになると考えられるのか、お聞かせください。

○(産業港湾) 港湾室主幹

この高島地区の島提は国有港湾施設であることから、延伸の事業を行う場合、国との協議になりますが、直轄事業で行うことを現時点で想定しておりますので、事業費の15%が港湾管理者の負担金、すなわち市の負担になるものと考えております。

○松岩委員

15%ぐらいということで、もし大体16億円だとしたら、2億円弱という金額になるのですかね。そうなってくると、そこまで難しいものでもないのかというような印象を今、持ちました。

次に、旧高島魚揚場について本年4月の政策検討会議にて庁内議論を行った結果、除却は市が行い、新たな施設については小樽市漁業協同組合と協議を始めるということだったのですが、この除却の時期とか費用感についてはどのように考えているのか、お聞かせください。

○(産業港湾) 農林水産課長

旧高島魚揚場現状施設の除却の時期や関する費用につきましては、今、協議を始めたばかりでございまして、現時点では定まっていないものでございます。

○松岩委員

市としては、除却後の施設についてはどういったものが想定されているのかもお聞かせください。

○(産業港湾) 農林水産課長

この施設は水産市場としての機能を終えまして、普通財産となった魚揚場を小樽市漁業協同組合に本市として貸

している現状であります。

市有施設でありますことから、除却については本市が受け持つこととなりましたが、その後、こういった施設をどのようにしていくのかは、小樽市漁業協同組合で協議、検討していくこととなっておりますので、本市としては検討結果を待っている状況となっております。

○松岩委員

魚揚場についても、また高島地区の静穏度についても少しずつ方向性が見えてきたというところがありますので、本日の答弁を受けて、私も各関係機関とまた協議を重ねていきたいと思っております。

次に、少しとっぴな質問になるのですが、旧高島魚揚場や静穏度の確保などは、やはりどうしても多額の費用を要することから、実は、小樽港高島地区の所管自体を小樽市から北海道に移したらどうかという意見が私のところによく寄せられるのです。

これについて、市としての見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○(産業港湾) 港湾室主幹

市が管理する港湾から祝津や塩谷、忍路のような北海道が管理する漁港にしてはどうかという御質問であると思っております。港湾法上の港湾区域や臨港地区を外すこととなります。また、港湾整備事業で整備した国有港湾施設もありますので、そういったことが可能かという点も含めて、国や北海道など関係機関、また港湾利用者との調整や協議が必要になってくるものと考えております。

○松岩委員

今の質問は、別にそうすべきであると私が思っているわけではなくて、可能性というか、見解についてということですので、それで受け止めたいと思っております。

◎保健所のデジタルサイネージについて

まず、各種がん検診等の受診勧奨や各施設の利用活動状況等の情報発信に活用するために、ウイングベイ小樽の行政機能エリア中央通路にデジタルサイネージを整備するというのが今回、補正予算で上がっております。

資料要求しておりますので、事業内容について改めてお聞かせいただきたいと思っております。

○(保健所) 水上主幹

事業の内容についてですが、ウイングベイ小樽の行政機能エリアの中央通路に7台のデジタルサイネージを導入し、市民や事業者向けにがん検診の受診勧奨をはじめとした健康づくりに関する情報発信を行うものでございます。

このほか、小樽市総合福祉センターや小樽市勤労女性センターといった施設利用者に、施設の予約状況や情報発信を行う予定で考えております。

○松岩委員

資料では、細かい品目や参考品、金額、それから配置のイメージ等も示していただきまして、ありがとうございます。

まず、この事業の契約自体はどのように行うものなのでしょうか。

○(保健所) 水上主幹

入札で、業者決定の上、契約する予定で考えております。

○松岩委員

前提で言っておきますけれども、私はこの事業は全く反対していません。大変いい事業だと思っています。ただ、もっと工夫すれば、よりよくなるのではないかと思ったので、その観点から質問したいと思っております。

この補正予算が出たときに、疑問に思ったことが多々ありまして、今回、7か所に50インチのデジタルサイネージを設置するということなのですが、資料を見ますと、NECの製品のLCD-N501-2という品物が17万8,000円で5台、シャープの製品のPN-HW502が9万7,000円で2台の納入で、計7台としています。

5台と2台で合計7台、金額も8万円ぐらい違うのですが、こういった品目を参考品として選定した理由をお聞かせください。

○(保健所) 水上主幹

まず、NECの5台につきましては、保健所の事業を中心とした各種情報配信をする用途で考えております。

残り2台につきましてはシャープの製品を参考にしており、小樽市総合福祉センターや小樽市勤労女性センターなどの施設利用者に施設の予約状況や情報発信を行う予定で考えているものでございます。施設の利用状況や案内等をタイムリーに配信する必要がございますので、例えばエクセルで作成したコンテンツをそのままディスプレイに配信するなど、デジタルサイネージのコンテンツ制作、配信、管理の支援に対応できる仕様として別の機器にしているものでございます。

○松岩委員

確認ですが、エクセルの使用ができるのが9万7,000円の2台でよろしいですか。

○(保健所) 水上主幹

今、おっしゃったとおりです。

○松岩委員

一応これを調べたら、それぞれの積算については、ネットの価格とそこまで大幅に乖離していなかったもので、17万8,000円、9万7,000円という製品の金額設定は妥当なのかと思えます。

ただ、今聞いた限りだと、行政の情報をお知らせするという程度であれば、要は、高性能なモニターは不要だと思いました。例えば単純にもっと安い50インチのモニターだと5万円程度でも売っているのです。

そういったものでも事足りるのではないかと感じてしまうのですけれども、あえてこういった高性能なものを選定しなければいけなかった理由をお聞かせください。

○(保健所) 水上主幹

本事業におきましては、複数台のデジタルサイネージで同時に情報発信をすることで考えておりますので、一元管理が可能な仕様である商品として選定しております。

また、商業施設内の広い空間での利用を考慮いたしまして、高機能であるとともに、長時間の稼働が対応可能なものとして、資料に記載の商品を参考としております。

○松岩委員

今の仕様と使い方だと、この製品の価格が一番安いとまでは言わないけれども、ある程度、価格も抑えた選定であるという理解でよいですか。

○(保健所) 水上主幹

今申し上げた仕様の中の商品としては、こちらの商品が妥当と考えております。

○松岩委員

次の話として、搬入組立・初期設定一式費用が39万円という見積りが出ていました。こちらの積算根拠も、これだけが出て妥当かどうか私には分からないので、保健所としてどう考えているのか、お聞かせください。

○(保健所) 水上主幹

こちらにつきましては、業者の見積りによる金額を参考にはしているものですが、7台分の組立て、搬入、デジタルサイネージのそれぞれの初期設定、あと壁かけ設置の施工費が含まれているものによる積算となっております。

○松岩委員

次に、配置のイメージについて、図ですと、行政エリアの中央に全て配置しているのですけれども、先ほど来、申し上げている情報発信の活用のためであれば、この狭い空間に7台全てのモニターを配置させずに、例えばウイングベイ小樽は広いですから、駅直結の通路や、スーパーのあるエリア等に配置することで、より効果的に情報発

信できることが考えられるのですけれども、この設置箇所についてはどういう見解をお持ちか、お知らせください。

○(保健所) 水上主幹

我々もいたしましても、多くの方に情報発信をしてみたいと考えておりますが、商業エリアの設置につきましては、市で賃借しているエリア外になり、関係各所との調整やWi-Fiエリアの拡張などの検討も要することになりますので、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

また、安価なモニターの調達に関しましては、先ほども申し上げましたが、一元管理が可能である仕様を前提に考えておりますので、その条件の範囲内で、可能な限り安価な商品を導入できればと考えておりますが、設置箇所を増やすことにつきましても、今後の課題と考えております。

○松岩委員

それは今後の課題ではなくて、本来は今こういう整備事業をやる際に考えて、例えば、あまりに効果が合わないとか、費用が高過ぎるからやめようということなら分かるのだけれども、今後の課題ということだと、全然検討せずに決めたことになるのですが、そういうことなのですか。それとも、保健所として、何か今後そういった部分も整理して何かをやる、やりたいという思いがあったりするのかなどか、その辺りをお聞かせいただけますか。

○(保健所) 水上主幹

今回の整備事業に関しましては、行政エリアの中で整備することで当初から検討しておりましたので、ほかの場所への導入につきましては、ほかの機関との調整も必要で、直ちにできるものではなかったのも、今、こういった形で整備を検討しております。

また、デジタルサイネージ自体は取り外しも可能になりますので、これも今後の検討課題になりますが、例えばウイングベイ小樽内で何か事業等があった際に、そちらを取り外して持ち出すといった活用方法を今後、検討してみたいと考えております。

○松岩委員

◎共同親権を選択できる民法等の改正について

次に、共同親権を選択できる民法等の改正についてです。

これは一般質問で取り上げた部分でして、市立保育所の入退所届が一方の親権者のみの署名欄の様式になっていることに関して、今、一方の親が勝手に入退所届を出した際にトラブルが起きているという状況が全国的にあります。一般質問の答弁では、結局、国のガイドラインが示されるまで市としては何もしないという趣旨だったかと思えます。

これについては、ほかの質問と違いまして、ガイドラインが示されるという話ではなくて、そもそも市の権限として、双方の親権者の署名ができる仕様に変更することができる上に、リスクを考えると、そういったことは一つずつ直していったらいいのではないかというのを、私は1年前から質問しているのです。

そんなに難しいことなのかと思ってしまうのですが、この国のガイドラインが示されるまで対応しないという対応をされている理由をお示してください。

○(こども未来) 子育て支援課長

親権者の署名欄につきましては、本会議でお答えしましたとおり、現在、国において、行政手続や支援についてQ&A形式の解説資料の作成に向けた検討が行われているところです。

そのため、署名欄の取扱いについても、この国の考えを受けて統一的な取扱いを行いたいと本市では考えておりますので、現在、国の動向を待っているところであります。

○松岩委員

おっしゃることは分かるのですが、目の前では、全国的にトラブルが起きているという事例があるわけです。

これを双方が署名できる様式に変えるだけで、一定程度軽減できる、防げるという対策が簡単に取れる中で、国

の法改正が来年5月に迫っていますが、この間にできる対応として、市として早急に取り組んで何も問題ないのではないかと思うのですが、ここまでできない。他都市でもどんどんやっているのです。小樽市ぐらいの人口規模の都市でもやっているところはありまして、もう時期的に取り立てて先進的な取組ではなくなってきています。

なので、何でもかんでも比較するわけではないですけれども、市の事業としてまずはやってみるという答弁がよくあると思うのです。

これは、まさにまずはやってみるという形で進められる部分かと思うのですが、例えば私の分からない部分で、親権者双方の名前を併記した書類を作ることが事務手続とか、何らかの部分で、市や利用者にとってデメリットになる部分があったりするのかな、お聞かせください。

○(こども未来)こども福祉課長

今、親権者双方の書面を作ることによつてのメリット、デメリットとかというお話がありました。

今回、保育所の入退所届が一つの例示として、そういった署名欄を設けたらどうかという御質問かとは思いますが、再三お答えしていますとおり、現在、国で詳細なQ&A形式の解説資料の作成が行われているところです。

市としましては、この解説資料の中で、保育所の入退所の手続に限らず、どういった手続に関して父母の署名が必要なかが一定程度国から示されるのではないかと考えております。

それが示された中で、保育所の入退所届に限らず、その他の手続も含めて、どういった様式に、二つの署名欄が必要かも併せて検討しなければならないのかと考えておりますので、まずは国のガイドラインを確認しながら適切に対応したいと考えているところです。

○松岩委員

本来であれば、今の答弁を一般質問の本答弁でいただきたかったのです。私としては納得できないけれども、ほかの諸届との整合性を図るためということであれば、一定の市としての理由にはなるのかと思いますが、今回やり取りして初めて出てきた答弁でしたので、小樽市はそういう考えでやらないと、市の考えですから、それはそれでいいと思いますし、それ以上に意見ができなかった私の落ち度なので、そこについては全然いいのです。では、まずはそこをしっかりと対応していただくために、ほかの諸届についても考えていただくということで、今日のところは一旦見守るというところで、また引き続きやり取りをさせていただきたいと思います。

○中鉢委員

◎おたる「ひと旗」クラブについて

私からは、おたる「ひと旗」クラブについてお聞きしたいと思います。

小樽移住・定住促進のひと旗プロジェクトであり、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターは従前から活動されておりますが、おたる「ひと旗」クラブなるものを見ることがありました。

まず、おたる「ひと旗」クラブのスタートはいつであったのか、お聞かせください。

○(総合政策)企画政策室渡邊主幹

おたる「ひと旗」クラブは、令和7年4月に立ち上げたものとなります。

○中鉢委員

まだ間もないということですね。

さきに述べました、ひと旗プロジェクトやおたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターとの違いはどこにあるのか、どのような取組であるのか、お聞かせください。

○(総合政策)企画政策室渡邊主幹

ひと旗プロジェクトにつきましては、令和4年度から実施している取組で、市内で起業を目指す移住者をターゲットにした移住促進の取組となります。

次に、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターにつきましては、小樽商工会議所との連携により、令和5年2月1日に商工会議所内に開設された移住と起業のワンストップ窓口になります。

それ以前から商工会議所で行っていた創業ワンストップ窓口に、市で行っていた移住相談ワンストップ窓口の機能を加えることで、起業の相談、仕事探し、住まい探しなど移住を検討されている方に、きめ細かく対応するための拠点であり、これもひと旗プロジェクトの一環で実施している取組となります。

次に、おたる「ひと旗」クラブにつきましては、小樽市に移住してこられた方への情報発信や移住者同士のつながりを深めることを目的としたLINEアカウントによるコミュニティになります。

○中鉢委員

小樽市に移住されてこられた方、人口減少問題を抱えている本市にとっては大変、大歓迎すべき方々であると思いますが、大きな環境の変化がある中で、移住者コミュニティは、近所や町内会といったコミュニティと違いまして、同じ境遇を持つ方同士のコミュニティとしては心のよりどころになるのかと思います。また、LINEを通してというのも時代になかったメソッドであるとも思います。

私も小樽市に住民票を移して3年弱になるのですが、ここでいう移住者はどのような方を指すのか、移住者の定義があればお示してください。

○（総合政策）企画政策室渡邊主幹

移住は国においても推進されておりますが、移住者の定義は示されてございません。

○中鉢委員

今日移住された方も、10年前に移住された方も、どちらもおたる「ひと旗」クラブに登録可能という認識でよろしいでしょうか。

○（総合政策）企画政策室渡邊主幹

おたる「ひと旗」クラブの登録に当たりましては、そのような制限はございませんので、委員のおっしゃるとおり移住してこられたばかりの方も、古くに移住してこられた方も登録可能となっております。

○中鉢委員

LINEを使つての運用となっておりますけれども、運営管理の事業主体はどこになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○（総合政策）企画政策室渡邊主幹

おたる「ひと旗」クラブは、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターで運営管理してございまして、実務といたしましては、サポートセンターの運営管理を行っている小樽商工会議所で行ってございます。

事業主体といたしましては、小樽市と小樽商工会議所となります。

○中鉢委員

実は、私もおとといに登録させていただきました。

私は、数字は分かるのですが、現在の登録者数をお聞かせいただきたいと思います。

○（総合政策）企画政策室渡邊主幹

本日現在のおたる「ひと旗」クラブの登録者は、124人となっております。

○中鉢委員

登録の人数だけで事業のよしあしは測れないとは思いますが、やはり登録者数が多いと、そこから得られるスケールメリットというものもあろうかと思えます。

そこで質問いたします。

おたる「ひと旗」クラブの登録者増に向けての取組についてお聞かせください。

○(総合政策)企画政策室渡邊主幹

おたる「ひと旗」クラブの登録者増に向けては、各種広報を行ってございまして、戸籍住民課窓口における転入届出者へのチラシ配布であったり、市の公式ホームページや移住情報サイト「笑になるおたる」での掲載、それから市の公式SNSや「笑になるおたる」のエックスでの投稿、それから市役所庁舎でのポスター掲示、転入者アンケートに回答いただいた方などへのメールでの御案内、FMおたる「明日へ向かってスクラムトライ!」の番組出演による紹介、小樽商工会議所による会員への周知や店舗におけるチラシ設置の協力依頼などを行ってございます。

○中鉢委員

移住者を増やしたいという気概が伝わるすばらしい取組であると思いますので、ぜひ盛り上がりを見せてほしいと思いますし、移住者増へのきっかけとなればよいと思いますが、今後、移住者として来られた方向けの取組で検討しているものがあればお示してください。

○(総合政策)企画政策室渡邊主幹

おたる「ひと旗」クラブにおける取組といたしましては、今年度は、移住者向けの市内散策ツアーや移住者ミーティングの開催を予定しているほか、LINEアカウントを通じて、移住者向けの情報発信を定期的にお届けしてまいります。

また、小樽市に移住し、起業された方の店舗や事業所を掲載したデジタルマップを作成し、公開することを考えてございます。

○中鉢委員

新しく起業された方のデジタルマップは、大変面白い取組だと思いました。

◎クルーズ船寄港の経済効果について

次に、クルーズ船寄港の経済効果についてです。

先日、小樽港初寄港となりますハンセアティック・インスピレーションの船内を御案内していただく機会に恵まれて、その豪華さ、そしてその多機能さに興奮にも似た感動を覚えました。

御案内していただいた最中に、トップデッキにクレーンがありまして、用途をお聞きしましたところ、物資などを積み込むためであるという説明を受けました。

クルーズ船の経済効果について質問したいと思うのですが、市に入る入港料、港湾施設の利用料についてはどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○(産業港湾)港湾業務課長

市に入るものですが、入港料のほか、係留施設使用料、船舶給水施設使用料、曳舟使用料がございまして。

○中鉢委員

昨年度の小樽港へのクルーズ船の寄港数は34とありましたが、入港料や港湾施設使用料の合計は、どの程度の見込みであったのか、お聞かせください。

○(産業港湾)港湾業務課長

先ほど申し上げた使用料等は四つで、令和6年度の決算見込みでは合計で約4,600万円を見込んでおります。

○中鉢委員

それでは、本年度のクルーズ船寄港予定数と入港料、港湾施設利用料の見込額をお聞かせください。

○(産業港湾)港湾業務課長

まず、令和7年度の寄港予定数ですが、合計で31回。

使用額の見込みですが、令和7年度の当初予算額で合計4,700万円です。

○中鉢委員

クルーズ船寄港が地域にもたらす直接的な経済効果は、先ほど御説明いただきました港の使用に関わるもの、乗

客、乗員の食事や買物、観光などがありますが、さきに述べました物資の調達も何千人もの乗員、乗客がいるとすれば、とても大きな経済効果があると思いますし、数字で分かる経済効果であると思います。

そこで質問いたします。

以前、フェリーの燃料の給油をしているのは市内の事業者ではないとお聞きしたことがあります。

第3号ふ頭に停泊するクルーズ船の給油は決まった事業者であるのか、船会社が決めているものなのか、お尋ねいたします。

○(産業港湾) 港湾振興課長

海外製の船舶代理店からお聞きしたところによりますと、基本的に一航海に必要な燃料については、東京港、横浜港などでのみ手配し、途中の地方港で給油することはまずないと聞いてございます。日本国内の重油価格が高いことに加えまして、重油の中に細かいグレード分けがあるため、国内業者で、船側のこういったリクエストに対応できる事業者自体がそもそも少ないということでございます。

○中鉢委員

そうすると、市内の事業者は規模的にクルーズ船への給油が可能なのかをお尋ねしたいのですが、一応、御回答いただけますか。

○(産業港湾) 港湾振興課長

先ほどの答弁にございましたとおり、日本の地方港で給油する機会自体はないものと認識してございますが、仮に市内で給油する場合も、市内の事業者が保有するバンカリング船、給油船と申しますが、こういったものは規模的に不可能であると、また保管施設も不十分であると聞いてございます。

○中鉢委員

次に、食料などの物資の積み込みについてお伺いしたいと思います。

食料などの物資として積み込まれるものは、どのようなものがあるのか。イメージしやすいものは、生鮮食料品ですが、そのほか小樽港からクルーズ船に積み込まれたものがあれば、例示いただきたいと思います。

○(産業港湾) 港湾振興課長

海外船が多いのですが、例えばジュース、清涼飲料水、酒類、野菜、果物のほか、調理器具であったり食器、シャンプーのようなホテル用品のものがございます。

食材については、欧米系のお客が多いことから、欧米系の食材を求められる傾向が多いと聞いてございます。

○中鉢委員

先日、見学させていただきましたハンセアティック・インスピレーションは、その日は物資の積み込みがなかったと聞いております。

クルーズ船の食料などの物資の積み込みが行われた船の割合などが分かれば、お聞かせください。

○(産業港湾) 港湾振興課長

令和6年度の寄港実績の中でお答えさせていただきますと、約2割の船が物資の積み込みを行ったと承知してございます。

○中鉢委員

割合がもう少し高まればいいと思いますが、水は積み込まれるものと推察いたしますが、昨年、どの程度が積み込まれているのか、量と料金についてお知らせいただきたいと思います。

○(産業港湾) 港湾業務課長

いわゆる船舶給水ですが、令和6年度の船舶給水量の決算見込みになりますが、約6,800立方メートル、船舶給水施設使用料は約360万円となっております。

○中鉢委員

直接的な経済効果がどの程度かが分かりました。

○シッピングチャンドラーなどへのセールスについて

続きまして、それらの物資について、船社ではなく、シッピングチャンドラーと呼ばれる専門の調達会社があると聞いております。

市長も含めてポートセールスをされておりますが、物資納入も大きな数字で分かるクルーズ船寄港の経済効果だと思うのですが、セールス先は国内の船社や海外の船社の日本の出先などであるのか、お尋ねいたします。

○(産業港湾)港湾振興課長

委員の御指摘のとおり、国内の船社あるいは海外の船社の日本の船舶総代理店などでございます。

○中鉢委員

また、市長を含めた担当部局の職員の方がシッピングチャンドラーへの営業活動は行っているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○(産業港湾)港湾振興課長

日本の食材は、例えば韓国などに比べて圧倒的に価格が見合わないと言われていることに加えまして、シッピングチャンドラーにつきましても、船会社の由来で様々な物資をまとめて調達するため、手数料等が上乗せされることもありまして、一般的にコスト高になる傾向がございます。

船会社などには、地元食材の使用についてもアプローチはさせていただいておりますものの、シッピングチャンドラーへのアプローチについては、現時点では行っていないものでございます。

○中鉢委員

日本の船社であれば、クルーズ期間も短いので、大きな物資の納入は難しいかと思いますが、海外の船社であれば、日本のクルーズ船よりも次の寄港地まで長い、また富裕層が乗船していることから、日本らしいガストロノミーを楽しみたいと思っておられる方も多いのではないかと思います。

ましてや、北海道内に寄港せず、次の寄港地に向かう船などであればなおさらであると考えますが、季節ごとの対応可能な食材や、それに対応できる事業者や小樽市の産品などのリストなどを持参して、シッピングチャンドラーへのセールスを行うべきとも考えるのですが、見解をお伺いしたいと思います。

○(産業港湾)港湾振興課長

季節ごとの食材につきましても収穫時期などに月の波動がございます、寄港に合わせて合致させること、あるいは量自体を確保することが非常に難しいと聞いてございます。

以前、国内の船社でございますが、食材調達の可能性についてお聞きいたしましたところ、特色のある食材であれば、船で直接調達することが可能ではあるのだけれども、ブランド力に加えて、価格競争力といったものも不可欠だということでございました。

引き続き船側へのアプローチを継続させていただきますが、シッピングチャンドラーのセールスについては、現状そういった商材はなかなか合致するものがないことから、難しいのではないかと考えているところでございます。

○中鉢委員

私も今回、初めてシッピングチャンドラーと聞いたのですけれども、株式会社明治屋というのがあって、私の中では洋酒の輸入元とか、ジャムのイメージがあるのですが、シッピングチャンドラー業務をされていることがいろいろと調べて分かりました。

昨年度、本市寄港のクルーズ船は34隻とお答えいただきました。それに対して、函館港は73隻のようであります。

70近い数字になっておりますけれども、道内のクルーズ船の寄港地のライバルは函館港であるのかと思いますが、クルーズ船の寄港において、函館港をどのように分析しているのか、お尋ねいたします。

○(産業港湾) 港湾振興課長

出発港であります国内の主要港から見て、函館港は北海道の玄関口に位置しておりまして、日本海側、太平洋側のどちらのルートも受入れが可能であると、また20万トン級のクルーズ船も受入れ可能であることが挙げられるのかと思います。

また、近年におきましては、環境配慮の観点から船の速度を落として、距離あるいは日程を短縮するという傾向がございまして、函館市で折り返す船が増えているところでございます。残念ながら、こういった地理的優位性が函館港にはあると分析しているところでございます。

○中鉢委員

次に、来年の小樽港へのクルーズ船の寄港予定や大まかな傾向があればお示しいただきたいと思っております。

○(産業港湾) 港湾振興課長

今のところ、30回前後を予定してございます。

先ほどの答弁にもありますとおり、実は、環境配慮の観点で、船の速度を落として日程を短縮するという傾向が大型船に見られるものですから、大型船の寄港は少なくなる見込みでございます。

ただ、第3号ふ頭周辺再整備の効果といったものが外国人にも浸透してきたこともございますし、新千歳空港からのアクセスに対する利便性もございますので、発着クルーズあるいは、乗客、乗員を全て入れ替えるというタイプの寄港であるターンオーバーといった寄港については堅調に推移すると考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

みらいに移します。

○前田委員

◎不法投棄について

不法投棄に関連して質問します。

初めに、過去に予算特別委員会、本会議などでも議論されたと思っておりますけれども、まず、不法投棄が確認されていた石狩湾新港小樽市域側の実態についてどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

石狩湾新港地域につきましては、石狩湾新港企業団地連絡協議会が主体となっていて、クリーン作戦を春と秋の年2回実施しております。

このクリーン作戦には、北海道開発局、北海道森林管理局、石狩開発株式会社、石狩市などが参加しており、小樽市からも関係部局が参加して行っております。

○前田委員

行っているのは分かりましたけれども、どのような状態からどのような状態になっているのかについてお聞かせください。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

最近のクリーン作戦で回収したごみの量を見ますと、平成20年ぐらいは結構多かったのですが、最近は大分落ち着いてきて、大体横ばい状態になっております。

例えば、春の数字でいきますと、タイヤなどですと、平成21年には120本ぐらい回収したのですが、今春は40本ぐらい。

ただ、令和6年は17本、令和5年は19本と、その年によって波がある状態になっております。

○前田委員

石狩湾新港小樽市域側は、平成22年当時から見ると、改善はされてきているが、依然として不法投棄は続いているということで押さえてよろしいですか。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

一応クリーン作戦を行うことで、近隣の企業の方も協力して周りをきれいにしようという試みをしていただいております。

なかなかゼロに近くはなっていないのですが、市が主体になっているわけではないですが、これからもこの活動は続けていくことになると思われま。

○前田委員

市内で不法投棄されている主な物品にはどのようなものがありますか、お聞かせください。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

市内で回収しているごみの品目ですが、家電4品目と言われるテレビ、冷蔵庫、洗濯機などの家電や、やはり目立つものとしてはタイヤ、消火器など、あと大きめの家具や、雑紙などが回収されております。

○前田委員

それらの不法投棄に対して、小樽市への市民からの通報、市民外からの通報もあるのかなと思いますけれども、直近5年間でどのような押さえになっておられますか。

○(生活環境)清掃事業所長

直近5年間の数字は持ってきていないのですが、令和6年度では、電話やメールという形で18件通報をいただいております。

○前田委員

令和6年度では18件ということですが、多いのか少ないのか、押さえていないということなので分かりません。

こういった不法投棄をなくすために、日頃どのような対策を講じられておられますか。

○(生活環境)清掃事業所長

不法投棄対策のために、清掃事業所の職員1名と、会計年度任用職員3名が不法投棄の多い市内28の巡回場所を2台の車両で、4月から11月の間、ほぼ毎日パトロールを行っております。

そのほかに、不法投棄禁止等の警告看板の作成、設置、撤去もこの人員で行っております。

○前田委員

毎日のようにパトロールをしているということですが、パトロールをしていて、いろいろな不法投棄物を視認するのだろうと思いますが、発見した場合、その後の取扱いについてお聞かせください。

○(生活環境)清掃事業所長

まず、不法投棄物を発見しましたら、大きなもの、タイヤが何本もあるという状況でしたら、警告のシールを貼って、調査中ということで周知を図っております。

投棄者が回収していただけたらという形なのですが、まず、そのようなことをやって、それで一定程度、時間がたって回収されないようであれば、市で回収するという形を取っております。まず、現状、不法投棄物に対しては、

そういう扱いをしております。

○前田委員

捨て方が分かった場合、捨てた方に対して処分などという事例はあるのですか。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

まず、不法投棄物は、名前が特定できるかどうかはなかなか難しいのですが、その中でも、名前が出てきたもの、怪しいものなどは警察に御協力いただいて捜査していただくのです。捜査した結果、投棄された方が特定できた場合は、警察で起訴するかどうかという話になります。

起訴して、初犯などであれば、警察で注意して、処分費用を払わせたり、悪質な場合は、廃棄物処理法第16条に、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないという条項がありますので、それに違反した者として起訴され刑が確定しますと、廃棄物処理法第25条により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金。

(「そういうところまでは聞いておりません」と呼ぶ者あり)

ごめんなさい、違いましたか。

では、これで終わります。

○前田委員

処罰に至った事例はあるのかと聞いているのです。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

昨年度は、お名前が特定されたものとしては2件ほどありますが、廃棄物処理法第25条に該当するまでは悪質とは見なされず、処分費用を払わせた事例はあります。

○前田委員

それらの不法投棄をなくすために、先ほどのパトロール以外に日頃、何かやっておられることはありますか。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

市民への啓発としては、ホームページにごみの不法投棄についてというページを設けておまして、そこに、不法投棄は犯罪であるということと、土地の管理者などへのお願い、不法投棄を見つけたらということ載せております。

○前田委員

年に12回出ていると思いますけれども、毎回載せているのですか。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

このページはずっと載せたままなので、毎月とかではなくてずっと載せっ放しとなっております。

○前田委員

広報おたるに12か月連続で1年通して出ているのかを聞いているのです。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

広報おたるではなくて、小樽市のホームページに載せております。

○前田委員

ホームページもよろしいのですけれども、ぜひ広報おたるにも載せてはいかがですか。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

不法投棄については犯罪であるということもありまして、広報に載せるものとして適当かどうかというのは、皆さんにお知らせするという立場ではないということで、今までは広報おたるには載せておりません。

○前田委員

そういう不法投棄の文言等を広報おたるに載せると、何か差し障りがあるのですか。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

差し障るという判断ではないのですが、不法投棄をすることは犯罪であるということを、今までは毎月のお知らせの印刷物に載せるという判断はしてこなかったということです。

○生活環境部長

委員の御指摘の点でございますが、これまで載せてきていない理由としては、今、担当課長が申し上げたとおりなのですが、この記事が犯罪未然防止という観点で広報おたるに載せてしかるべきかということは、内部で相談させていただきたいと思っております。

○前田委員

参考までにお伺いしますが、蘭島の餅屋沢通線の最後の人家を超えた辺りから、先ほど出ていたタイヤや家電製品などの不法投棄物が長年にわたって放置されているのは、私も承知しております。

またもう1か所、張碓トンネルを出てすぐに高速道路を渡る跨線橋があるのですが、それを渡っていくと、軍事道路にぶつかります。それをずっと行くと、張碓町のカーブの出るところへ出てくるのですけれども、この間、中に道路が何本か走っていて、調べたら、一部市道にもなっているのです。あそこはタイヤ、家電製品、もろもろの粗大ごみは何でもありという状況になっております。

それで、つい最近、レクチャーのときにお話をしたら、その後、見てきたようにも聞いていますが、どのようなものがどの程度あったのか、お聞かせください。

○(生活環境)清掃事業所長

まず、不法投棄につきましては、投棄者が不明の場合、土地または建物の占有者、管理者が清掃しなければならないと法で定められておまして、そのため、先ほど言ったパトロールについては、市が所有する市道周辺を対象に清掃事業所でパトロールしております。

今お話のあった春香町の軍用線につながる場所、それと蘭島の餅屋沢につきましては、パトロールの範囲には入っておりませんが、現状、タイヤや家電品、一部さびたような車というものが放置されている状況を確認しております。

○前田委員

これらのものというのは、市道にあるものについては市が管轄。私道路なのか、民地なのかについては、市は直接、関わらないのか、関われないのかどうなのか、その辺をお聞かせください。

○(生活環境)清掃事業所長

今のお話ですが、餅屋沢の部分につきましては、市が所有する土地ではないことを確認しましたので、対処はできないと。

春香町につきましては、市の所有する土地が一部存在しますので、境界など登記場所との関係について調査を進めて、今後、何らかの対処をしていきたいと考えております。

○前田委員

民地については市としては対処できないということなのですが、所有者などに情報提供的なことはしなくてはならないのか、しなくてもいいのか、したほうがいいのか、どうなのでしょう。

○(生活環境)清掃事業所長

民地まではこちらで確認しているのですが、登記の情報から所有者本人のお名前まで調べているわけではないので、連絡して対処してくださいというところまでは困難という状況で、現状ではできておりません。

○前田委員

する必要がないということの押さえでよろしいのですか。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

委員も見てこられているということなので、ごみ種としては、まずトラックのタイヤがすぐ目につくのですが、そうなると産業廃棄物になります。餅屋沢につきましては、既に北海道に連絡しておりますので、判断は北海道でしていただくことになります。

一般廃棄物であれば、市で土地の持ち主などを調査して手紙を送ったりしているところもあります。

○前田委員

不法投棄物撤去料実績という資料を頂いているのですけれども、この実績を見ますと、ほぼ横ばいの状態が続いています。

直近の令和5年度と令和6年度を比較しますと、家電4品目ではブラウン管式テレビが15台から25台へ増加、プラズマ式テレビが12台から18台へ増加、洗濯機が9台から10台へ増加、冷蔵庫だけが6台から5台へ1台減少しています。

また、処理困難物などでは、不法投棄の常連、先ほどから出ているタイヤが145本から224本へ増加、バッテリーも15個から17個へ増えています。その他の粗大ごみなども横ばいから増加しています。

ということで、不法投棄物が令和5年度と6年度を見てもぐっと跳ね上がって、右肩上がりになってきていますが、不法投棄物などの処理費用について、年度別に直近5年間で結構ですけれども、どの程度かかっているのか、お聞かせください。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

令和6年度はまだ決算が終わっていませんので概算になります。1,000円単位は丸めてお話しします。

直近5年間の不法投棄対策経費の全体の決算額は、令和2年度が約532万4,000円、令和3年度が約543万2,000円、令和4年度が約523万5,000円、令和5年度が約582万8,000円、令和6年度は先ほど言ったようにまだ決算が済んでいませんが、約415万9,000円。

この令和6年度が下がっているのは、今まで囑託職員として不法投棄のパトロールをしていただいていた方が正職員になった部分がありますので、それで若干、下がっております。

○前田委員

令和2年度からお聞きしましたけれども、ほぼ500万円以上、毎年かかっております。令和6年度は不法投棄物が増えているのですが、人件費の関係で若干減額になっておりますが、いずれにしても、こういった不法投棄で毎年500万円以上がかかっているという実態があります。

これらは今のホームページ等でもやっているということなのでありますけれども、なぜこういうことがずっと減らないで起きているのか。この辺の原因、要因、誘引はどのように押さえられておりますか。

○生活環境部長

今回いろいろ御質問いただきまして、市内のパトロールですか、私どもでやれる範囲ではやっているつもりではございます。

ホームページにも載せさせていただいてというお話もさせていただいたのですが、なかなか小樽市民なのか、市外から持ってきて放置されるのか、その辺は、明確なところがやはり分からない部分があります。市内では我々も頑張っているのですが、パトロールを終えた冬場に、山の中に入って捨てるという方もいらっしゃるでしょうし、石狩湾などでも、やはり小樽市民が捨てているのかということでも分からないところがあります。

ごみの状況を見て、特定ができるかどうか、警察の御協力もいただいて、そういった部分ではいろいろ対応もさせていただいているのですが、市民に特化して、お知らせですとかをいろいろする中で、実際のところ、市民なのかということも全く分からないところもありますので、いろいろな対応の手は今後も考えていきたいとは思っているのですけれども、なかなか対処に苦慮しているところでございます。

引き続き、有効な手だてがあれば対処していきたいと思っております。

○前田委員

先ほど答弁して、そういうところまでは聞いていませんと言ったところがあるのですけれども、明らかにその方が不法投棄したことが警察等を含めて確認された場合、やはり処分の対象になるわけです。

それで、個人と法人があるかと思うのですが、どのような処罰があるのか、罰金はお幾らなのかについてお聞かせください。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

まず、不法投棄になるかどうかは廃棄物処理法第16条に載っております、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないとなっております。個人が特定された場合、悪質なときは、どうしてもやはり警察のお力をお借りしないといけないのですが、廃棄物処理法第25条に5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとなっております。

この第25条に該当した方が役員とかであれば、同時に両罰規定ということで法人にも罰則がありまして、廃棄物処理法第32条に、3億円以下の罰金が科せられる可能性があります。

○前田委員

3億円や、1,000万円と、安易に捨てて急にそういう納付書が来られても、まず普通の人はとても対応できないだろうと思います。

だから、不法投棄というのはもう当然やめていただかないと大変なことになるのだということを踏まえて、今後、不法投棄をなくすためにも、さらなる市民周知やこのモラルの向上、法令遵守といったことを一層進めていかなくてはならないと思います。

そこで、こういう件数、量の減少といったことを含めて、対策が必要と考えますが、今後のさらなる取組について、御所見をお聞かせください。

○生活環境部長

先ほども少しお話しさせていただきましたが、市内でできる部分としては、パトロールと市のホームページを使って周知させていただいていると。

広報は相談させていただくという状況ですが、先ほども申し上げたとおり、ポイ捨ても含めて、ごみをなくす取組というのは、我々は本当に小樽市民の方にも周知させていただいて進めているところですが、廃棄物を市外の方にどんどん持ち込まれても、どこまで広報できるのかという部分もありますので、その辺は、先ほど申し上げましたが、何かいい手があるかどうか、引き続き検討させていただきたいと思っております。

○白濱委員

◎オタモイ海岸・再開発について

最初に、オタモイ海岸の再開発についてお尋ねしてまいります。

この事項につきましては、令和5年第2回定例会の会派代表質問において、直近では、今年3月5日の第1回定例会の一般質問でも、進捗状況について質問させていただいたばかりであります。

再開発の実現性につきまして、迫市長は、事業実施予定地の地盤の安全性について調査や評価がなされていないなどの課題があるとし、しかしながら、その開発は本市の観光振興にとって効果があるものと考えてるので、今後も引き続き検討してまいりたいと御答弁されました。

このたびの第2回定例会の当委員会におきましては、さらにもろもろのことについて質問を予定しておりましたが、しかしながら、御承知のとおり、3日前の6月16日の新協議会の総会におきまして、この事業は事実上凍結、もしくは既に解散済みのオタモイ開発特別委員会の最終報告に基づいた計画は先送りのような形とされ、大

変驚きました。

質問内容は当初予定と大きく変更いたしましたけれども、何点か新たに質問をさせていただきたいと思います。

令和6年7月中にも新協議会を設立すると、小樽商工会議所のホームページや報道により周知されておりましたので、最初にお尋ねいたします。

まず、新協議会はいつ設立され、何という名称であるのかお知らせ願います。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

協議会の名称は一般社団法人オタモイ開発協議会でありまして、令和6年7月30日に設立されたと伺っております。

○白濱委員

次に、新協議会は今日まで何度会議を重ねてきたのか、また、本市はこの協議会にどのように携わっているのか、会議には毎回出席されているのか、出席されているのであれば、どの部局担当者が御出席されているのかもお知らせ願います。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

まず、協議会には本市の職員は参画してございません。

また、総会並びに理事会の回数につきましては、令和6年度で総会が1回、理事会が3回。令和7年度で総会が1回、理事会が1回開催されたものと伺っております。

○白濱委員

新協議会には参加されていないということで、協議会の内容につきまして報告などは後日、受けているのでしょうか、お尋ねいたします。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

おっしゃるとおりで、報告内容としては承っております。

○白濱委員

総会が2回、理事会が4回と分かりました。

オタモイ遊園地跡の再開発を検討する小樽商工会議所のオタモイ開発特別委員会が行った令和6年3月8日の最終委員会後の報告でありますけれども、市長の御答弁の中で、その内容をお聞きいたしました。小樽商工会議所、市のホームページにも、オタモイ開発の地質・地形を堪能できる自然公園を目指すとして、事業計画案が大きく掲載されておりました。その後、この委員会は解散し、新協議会の下、僅か1年余りの期間で、再開発事業の凍結的先送りを決定したわけであります。

再開発の実現性につきましては、市長は事業実施予定地の地盤の安全性について調査や評価がなされていないなどの課題があるとし、しかしながら、その開発は、本市の観光振興にとって効果があるものと考えてるので、今後も引き続き検討してまいりたいと、前回定例会の一般質問に対して御答弁されましたので、お聞きいたします。

本再開発事業により開業された場合、本市は経済効果をどのように見込んでいたのか、お示してください。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

現時点では、安全性の確保の観点から、事業エリアも含めた全体的な事業想定などの検証が終了しておりませんことから、経済効果の試算は難しいものと考えております。

○白濱委員

天狗山開発、祝津開発による観光振興を優先したということでありまして、先送りの理由の一つには、民間指導では15億円以上と見込まれる事業費の確保が困難と判断されておりました。

要するに、新協議会は国の交付金活用を見据えていましたけれども、事業の主体となると見られていた小樽市が懸念を示したことにより、早期の実現は困難と判断したということでありまして。

既に凍結的先送りとされた事業であります、確認のためにここで伺っておきます。

オタモイ海岸周辺は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されておりますけれども、市町村が行う国定公園に指定されている箇所の開発事業に対しまして、国及び北海道からの支援交付金などが受け入れられるものなのでしょうか、お知らせ願います。また、交付金を受けられた場合は、総事業費に対し、どれくらいの額なのでしょうか、お知らせ願います。

○(総合政策)官民連携室木間主幹

当該エリアは国定公園でありますことから、環境省の自然環境整備交付金を受けることができるものと考えております。また、交付率といたしましては、事業費の45%が交付限度となっております。

○白濱委員

割合としては、45%ということでお聞きいたしました。

さて、令和6年3月8日のオタモイ開発特別委員会の最終報告に対しましての市内部での検討状況につきましては、さきの令和7年第1回定例会の一般質問での市長の御答弁によりますと、報告により示されている事業実施予定地の安全性のほか、報告には示されていない観光バスや一般車両の通行に必要となる市道の幅員の確保、旧オタモイ遊園地跡に通じる市道の落石対策やその工事費などの検討を行っているほか、遊歩道整備については、管理者である北海道と協議を行っているとのことをお聞きいたしましたので、お尋ねさせていただきます。

市道の落石対策や工事費はどれくらいを見込んでいたのか。また、北海道との協議はどの程度進んでいたのかをお知らせください。

○(総合政策)官民連携室木間主幹

幅員の確保や市道の落石対策につきましては、全体の事業検証が終了しておりませんことから、どの水準まで対策が必要なのか確定しておりませんため、工事費についてはお示しすることは難しいものであります。

また、北海道との遊歩道整備についての協議につきましては、安全性の確保の観点から遊歩道整備は難しいものと伺ってはおりますが、6月17日に後志総合振興局に伺いまして、改めて今後も継続的に遊歩道整備に向けて協議を行っていくことを確認したところでございます。

○白濱委員

誰が見ても最初から環境やアクセスがきつそうだし、株式会社ニトリホールディングスから5,000万円をもらっているから中止とは言えないと、4回目の夢物語となるのかなどと、世間の声が聞こえてきております。

これまでには、1956年に北海道中央バス株式会社、1979年には小樽市、1987年には小樽観光協会が検討されましたけれども、いずれも採算性のめどが立たず廃案となっております。しかしながら、魅力のある観光資源であることには相違ありません。

今回の再開発の検討は、株式会社ニトリホールディングスの似鳥会長が小樽市へ再開発の検討を依頼したことに端を発しているものですので、今年1月には似鳥会長にこのたびの趣旨を伝えていたとのことではありますが、似鳥会長からの気持ちに伝えるためにも、再開発が実現できるよう願っているところであります。

最後にお尋ねいたします。

このたびのオタモイ海岸・再開発事業のこれからの方針をお知らせ願います。

○市長

ただいま、オタモイ海岸の再開発計画につきましてお尋ねがありましたけれども、少しこれまでの経過も含めまして私から答弁させていただきたいと思っております。

オタモイ海岸の再開発事業の計画につきましては、事業の安全性の確保等につきまして、庁内でこれまで議論を重ねてまいりましたが、当該地域は特殊な地形あるいは地質であることから、事業想定エリア内における安全性を担保する対策案を講じることに時間を要することが課題であることは認識しているところであります。

一方、オタモイ再開発と並行いたしましたして検討を進めていた市街化調整区域である天狗山地域と祝津地域での開発行為につきましては、本来、市街化調整区域では開発行為はできませんけれども、北海道が昨年12月に開発許可の要件である観光資源に該当するとの見解を示しました。

これは都市計画法によるものでありますが、北海道が見解を示したということで、市といたしましては民間投資が期待できますし、本市にとっても有益であると考えたことから、実現性の高い両地区の開発を優先させて進めていくといった結論に至ったところであります。

このことにつきましては、オタモイ再開発の主体は小樽市ということで想定されましたので、私から、このことを協議会の山本会長、その後、似鳥会長にもお伝えいたしまして、御理解いただいているところでございます。

その際、似鳥会長から、これまでの歩みを止めることなく、遊歩道整備などできることは進めてもらいたいとの要請をいただいたところでもあります。

白濱委員の御質問の中にもありましたが、オタモイは魅力的な観光資源であることについては我々も十分認識いたしておりますので、これを受けまして、オタモイ再開発につきましては、今、遊歩道整備について答弁をさせていただきますけれども、遊歩道整備なども含めて課題の解決に向けまして、引き続き検討は行ってまいりたいと思っております。

○白濱委員

◎道路の補修について

続きまして、道路の補修についていろいろ伺ってまいります。

道路の維持管理につきましては、これまでに建設常任委員会でも都度、質問させていただきましたが、今年の特に雪解け後の道路舗装の穴、くぼみの補修状況につきまして当委員会で質問させていただきます。

一般質問の中で、市長は、今後はさらなる情報を収集するため、市職員から通報を受ける仕組みについて検討しているところでありと言われました。とてもよいことであると思いました。

そこで、まずお聞きいたします。

本市職員からの情報報告につきましては、現在どのような状況になっているのかをお知らせ願います。

○（建設）維持課長

市職員が道路舗装の穴などを通勤中の道路状況を通報する取組についてでございますが、現在検討中でありまして、取組を開始してはおりません。

現在検討している仕組みといたしましては、近年アンケート調査等でも利用しておりますL o G oフォームを活用して、簡便な方法で通勤時にスマートフォンから道路情報を速やかに入力、送信、集約することで、パトロールや現場対応に反映できるような仕組みを考えております。

昨年度におきましては、このL o G oフォームを活用しまして、冬期の道路情報を収集する取組を建設部の管理職で試行しておりますが、今後、春から秋にかけての道路情報につきましても、これを応用しまして、道路パトロールを補完していきたいと考えております。

○白濱委員

冬場の除雪等につきましては、情報提供、その他L o G oフォームによりまして、既に夏場の道路維持についてもそちらの機能を使って、いろいろと管理していくということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、補修につきましては現在までどのぐらい執行しているのか、執行額と予算額に対する執行率についてお知らせを願います。

○（建設）維持課長

今年度の道路舗装補修の執行状況についてでございますが、5月末時点での補修の執行額は、約2,980万円でありまして、予算額である6,500万円に対する執行率で約46%となっております。

○白濱委員

それでは、雪解け後の道路補修につきまして、昨年同時期と比較して穴埋めの進捗状況などを数値でお示ください。

○(建設)維持課長

道路舗装補修の進捗状況についてでございますが、まず舗装の穴埋めに関しましては、5月末時点の数値でございますが、約230トンの加熱合剤で穴埋めを実施しておりまして、昨年度同時期が約120トン使用しておりまして、比べますと約110トン分、多く穴埋めをしている状況でございます。

また、それらの穴を後から四角く舗装するパッチ当てについてなのですが、5月末時点では約1,250平方メートル補修しておりまして、昨年度同時期の約2,220平方メートルと比較して、約970平方メートル少ない補修状況となっております。

最後に、パッチ当てよりも少し大きな面積で補修しますオーバーレイに関しましては、5月末時点で約1,710平方メートル補修しており、昨年度同時期の約1,460平方メートルと比較しまして、約250平方メートル多い補修状況でございます。

○白濱委員

ただいまお聞きいたしました進捗状況の数値から、予算も昨年度より2,000万円多く取っていただいているということで、現在、補修も同時期に比べて約2倍近く進んでいるということで、道路舗装に関してはよい傾向にあると思います。

諸課題があらうかと思えますけれども、課題を踏まえながら、よい傾向を継続していただきたいということと、早めの市道の維持管理、しっかりとした舗装への対応を今後もよろしく願いいたします。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○下兼委員

◎オーバーツーリズムについて

オーバーツーリズムについてです。

旅中への観光客への注意喚起、マナー啓発も必要だと考えますが、予定している取組はありますかという質問で、観光客向けに対する取組として、ポスター掲示、街頭放送を予定していると御答弁をいただき、警備員の必要な数は配置を進めていきますと再質問にも御答弁をいただきました。

そこで、船見坂や三本木急坂であれば、警備する範囲がある程度限られていると思いますが、朝里駅周辺や銭函駅周辺では、警備する範囲はかなり広がるのではないのでしょうか。

観光客が集中する時期では、それぞれ何名の警備員を配置する予定でしょうか、お聞かせください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

観光客が集中する時期の警備員の配置につきましては、船見坂に3名、三本木急坂、朝里駅周辺、銭函駅周辺にそれぞれ2名の計9名の配置を予定しております。

○下兼委員

今までは、銭函や朝里は警備員がいなかったということをお聞きしているので、しっかりと警備して、事故のな

いようにしていただきたいと思います。

それでは、毛無山、天狗山山頂、旭展望台、祝津パノラマ展望台、オタモイ海岸には、フォトフレームがあります。やはり観光客の皆様は、フォトフレームで写真を撮って、SNSに投稿したくなる気持ちはよく分かります。

このフォトフレームのある場所は、映えているとお感じになっていらっしゃいますか、お聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室吉川主幹

御質問にありました毛無山、天狗山山頂、旭展望台、祝津パノラマ展望台、オタモイ海岸といったロケーションは、いずれも自然の美しさや眺望が楽しめる、いわゆる映えスポットであると認識しております。

○下兼委員

今のスマートフォンの性能は物すごくよくなっているのです。だから、お天気のいい海がきれいな小樽市というのは、すばらしい写真になって、世界中の人に発信されているのではないかと感じます。

写真映えがすることで満足してSNSで投稿、いいねをもらうというのが最近の若い観光客には多いのではないのでしょうか。

こうしたフォトフレームをはじめ、写真映えをするスポットを新たに設置することで、観光客を混雑していない観光地へと誘導して、需要の拡散を図ることもオーバーツーリズム対策として効果的ではないかと考えます。今後の施策の検討に当たり、手段の一つとして、御参考いただきたいと思います。

◎学校跡利用について

次に、学校跡利用についてお尋ねいたします。

代表質問でもお聞きしましたが、現在、売却などの方針が検討中の施設は、旧豊倉小学校、旧塩谷中学校、旧北山中学校、旧末広中学校、旧忍路中学校、旧松ヶ枝中学校の6校との御答弁がありました。

この6校の中で少しでも進んでいる施設があれば、お聞かせください。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

跡利用の検討につきまして進捗のあったものについて申し上げますと、まず、旧末広中学校につきましては校舎及び体育館を除却いたしまして、陸上競技場等の公園利用者の駐車場として整備し、公共活用する方針案について、現在、課題を整理しているところでございます。

そして、旧北山中学校につきましては、校舎を除却いたしまして、跡地を売却する方針案について現在、課題を整理しているところでございます。

この2校につきましては、いずれも今後、地元の御意見をお聞きし、了解いただいた上で、最終的な方針決定をさせていただく予定となっております。

そのほか、旧松ヶ枝中学校につきましては、水道局の配水池の建設候補地として確保してございます。今後、配水池の計画が決まった段階で、跡利用方針も決定したいと考えております。

旧忍路中学校につきましては、昨年12月から本年3月にかけて、サウンディング型市場調査を実施いたしまして、民間活用に向けて検討を進めているところでございます。

○下兼委員

旧忍路中学校のサウンディング型市場調査の実施結果概要をホームページで見させていただきました。

このサウンディング型市場調査とは、どのような調査なのでしょう。概要をお聞かせください。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

サウンディング型市場調査につきましては、民間事業者等との対話を通じまして、利活用のアイデアを調査するものでございます。

概要としましては、調査の実施を公表いたしまして、エントリーを受付いたしまして、エントリーした事業者を対象に、必要に応じて現地確認をした上で、事業者と市が対話を実施するものとなっております。

対話の中で、民間事業者のニーズですとかアイデアをお聞きすることによりまして、施設の市場性の把握、民間のノウハウを生かした利活用案の検討などができることを期待されているものでございます。

○下兼委員

やはり民間の力を借りて、そして利活用に結びつけていただきたいと思います。

それでは、これまでサウンディング型市場調査をした廃校になった学校施設はありましたでしょうか、お聞かせください。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

本市におきまして過去に実施いたしました廃校に関するサウンディング型市場調査につきましては、平成29年度に旧祝津小学校、令和元年度に旧塩谷中学校、旧末広中学校、旧北山中学校で実施してございます。

○下兼委員

それぞれサウンディング型市場調査をして、前向きな方向に行こうとなさっている姿であるように思います。

それでは、今もそうですけれども、学校跡利用での民間連携の考え方としては、市が施設を所有しながら、民間事業者が運営する形も内容次第では考えられるとの御答弁をいただきました。

例えばで結構なのですが、どのような形が考えられるでしょうか、お聞かせください。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

民間連携の例としましては、市が所有した状態で、民間事業者へ賃貸した上で、民間事業者が事業活動するというケースがあると認識しております。

そのほか、公共施設として市が所有する中で、施設の運営を民間事業者が行うケース、民間事業者へ施設の管理委託をするケースなどが、民間連携の例としては考えられると認識しているところでございます。

○下兼委員

いろいろな形を模索しながら、その施設を有効活用していただけたらと思います。

それでは、閉校になった校舎で不法侵入があったと御答弁いただきました。

どのようにして発覚したのでしょうか、お聞かせください。

○(財政) 契約管財課長

閉校になった校舎では、機械警備を行っておりまして、校舎内に設置されたセンサーが侵入を感知したため、機械警備の受託業者に通報され、警備員が現場に急行したものであります。

○下兼委員

やはり近隣の皆さんは、廃校になったということで、治安が悪くなるのではないかと不安も抱えていると思いますけれども、しっかりと警備会社とつながっているということで、安心しております。また、近所の方にも大丈夫だという何かお知らせみたいなものをしていただけたらと思います。

◎学校施設環境改善交付金について

それでは、学校施設環境改善交付金についてお伺いいたします。

国の学校施設環境改善交付金不採択が急増、北海道内も57%が不採択との報道がありました。同交付金は、公立学校が災害避難所の役割も果たすことを踏まえ、耐震補強やバリアフリー化などの費用の一部を補助する内容となっております。

本市でも同交付金の要望は今年度もしていると思いますが、採択された事業をお聞かせください。不採択になった事業はどの事業でしょうか、お聞かせください。

○(教育) 施設管理課長

令和7年度に要望した学校施設環境改善交付金のうち採択された事業は、屋内運動場暖房設備改修事業とトイレ改修事業のうち、バリアフリートイレの整備に係るものとなっております。

一方、不採択となった事業は、照明設備改修事業とトイレ改修事業のうち、トイレの洋式化に係るものとなっております。

○下兼委員

事業が不採択になった学校への影響はあるのでしょうか、お聞かせください。

さらに、不採択となった事業は小樽市の単費で行うのでしょうか、お聞かせください。

○(教育)施設管理課長

不採択になった事業につきまして、本年度については事業の見直しは行わず、工事を実施する予定であることから、交付金が不採択になったことによって、学校が受ける影響はございません。

また、本年度、不採択となった事業につきましては単費となりますので、市債を充当して実施することとなります。

○下兼委員

文部科学大臣は記者会見で、あらゆる機会を捉え、必要な予算の確保を目指していきたいと語っています。

来年度以降に要望した事業が不採択となった場合、学校施設環境改善は行えるのでしょうか、お聞かせください。

○(教育)施設管理課長

本年度多くの事業が不採択となったことから、国に対し、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて不採択が生じないよう要望しておりますが、来年度以降に事業が不採択となった場合は、財政部局とその都度協議を行い、事業の実施について検討を行ってまいりたいと考えてございます。

○下兼委員

今後、予想される学校施設環境改善への影響をお聞かせください。

○(教育)施設管理課長

来年度以降も多くの事業が不採択となった場合、財政状況などによっては事業に遅れが生じる可能性があるものと考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、国に対して不採択が生じないよう、適切な採択を要望してまいりたいと考えてございます。

○下兼委員

子供たちの未来のためにも、やはり学校の環境というのは大事なもので、よろしく願いいたします。

○高橋委員

◎生成A Iについて

一般質問に続いて、生成A Iに関してお聞きしていきます。

生成A Iは、文章の作成や要約、またビジネスアイデアの壁打ちなど多様な能力を持っています。適切に活用すれば、慢性的な人手不足が課題となる中で、限られた人員の中でも質の高い行政サービスができるわけです。

昨日の御答弁によると、この秋から業務での導入を考えているというお話を伺いまして、私としても大いに期待しているところであります。

ここで、導入の根幹としてのシステム環境について伺っていききたいと思います。

行政の場合は、まず、生成A Iの利用形態に、一般に広く使われているインターネットのクラウドサービスを使うという場合と、セキュリティを考慮したL GWANのある意味で閉鎖的な環境で利用できるというサービスが存在しています。

特に、今申し上げたうちの後者、L GWANの対応サービスは、入力したデータがA Iの再学習に利用されないことであつたりとか、通信が国内で完結することなど自治体での利用を前提とした安全対策が講じられているというものも増えてきているということです。

この秋から導入するとした生成A Iの導入形態について、今、申し上げたL G W A N環境で利用できる専用サービスを導入するのか、それとも一般企業のようにインターネット経由のサービスを業務用パソコンで利用するという形を想定しているのか、この辺りを御説明いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

生成A Iサービスをインターネット環境から利用するのか、L G W A N環境から利用するのかについてですけれども、インターネット環境で利用する生成A Iサービスは無償で使えるものから、有償で様々な機能を使えるものまで幅広い選択肢がございます。

一方で、L G W A N環境で利用できる生成A Iサービスは、有償となっておりますけれども、職員の業務パソコンから利用しやすいというメリットがあると考えております。

生成A Iサービスの導入に当たり、早期に全庁的に利用できる環境を整え、業務効率化などの効果を出していくため、無償で活用できるサービスの導入を考えております。

○高橋委員

その次の課題としては、数あるサービスの中からどれを選ぶかという点です。今、御答弁いただいたとおり、いろいろな生成A Iが存在してしまっていて、大きいものと言ってもC h a t G P Tやグーグルのジェミニだったりとか、クロードなど多くのサービスが存在していて、それぞれ性能だったりとか、得意な分野が異なるということなのですね。

例えば、長文要約が得意なモデルとかアイデア出しに強いものなど特性はいろいろあって、導入を成功させるために何を考えなくてはいけないかという、何のためにA Iを使うのかという目的の部分と、その目的に合ったモデルを選定するというプロセスが大事なのかと思っています。

ここで次の質問なのですが、申し上げたように、現状でも生成A Iのサービスは相当数ありますので、どれを使うかという選定はどのように行うのでしょうか。また、導入までの流れについても少し御説明いただければと思います。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

導入する生成A Iサービスの選定については、文書作成や議事録要約などでの活用を考えていることから、文字情報を適切に処理できる機能ということを中心に、他都市の事例なども参考にしながら選定し、導入してまいりたいと考えております。

○高橋委員

ここで、質問として、予算のお話なのですが、先ほど無料で使えるものというお答えがありましたので、いわゆるサブスク的なランニングコストがかからないことになると思うのですが、他方で導入コストみたいなものがかかることがないのかということです。

基本的に皆さんが今、使っているパソコンで稼働させるということであれば、導入コストもかからないかと思うのですが、費用の部分、特にイニシャルの部分と併せて導入の規模感といいますか、生成A Iを使用する職員がどういった属性の方になるのかということ、部署だったり役職など現時点での考えについて示していただければと思います。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

費用と規模感、使用する職員の属性につきましては、まずは無償のサービス導入を考えておりますので、これまで事業者等から収集した情報の中では、初期費用であるとかランニング費用はかからないものになっております。そのため、全職員が利用できる形での運用を考えております。

今後、有償サービスを利用することとなった際には、生成A Iで処理するデータ量やライセンス数によって費用が変動するため、利用する職員を限定するといった運用も想定しているところでございます。

また、この場合の費用につきましては、現時点でお示しすることができません。

○高橋委員

では、今、導入の側面に関して伺ってまいりましたけれども、次はガイドラインについてお聞きします。

生成A Iは非常に便利なツールですけれども、その裏にはリスクも存在します。これは誤った情報を事実であるかのように生成する、いわゆるハルシネーションと言われるもの、それと入力した情報が漏えいするリスク、そして生成したものが第三者の著作権を侵害してしまうというリスク、大きく分けてこの三つが課題になっているかと思えます。

ガイドラインはこの秋の生成A I導入までに策定を完了させるという認識でよろしいのでしょうか。スケジュール感について、改めてお聞きします。

また、ガイドラインの策定はどの部署が中心になるのかということと、策定に向けた体制がいつ頃に整うのかについてもお答えください。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

ガイドライン策定までのスケジュールについてですが、秋までの生成A Iサービス導入を目指していることから、デジタル推進室が所管になり、周知や研修実施のための期間を鑑みて、秋より前の段階でガイドラインを策定したいと考えております。

○高橋委員

では、ガイドラインの中身についてもお聞きしたいと思います。

もちろん具体のものがこれからになるので大まかなという表現をしますけれども、大まかな方向性として、活用推進と規制の両方の性質を持つものと考えてよろしいでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

ガイドラインの中身についてですが、生成A Iサービスを業務利用する上での規制事項と、生成A Iを活用する上での知識や他都市での活用事例など、活用推進と規制の両方の要素を盛り込んでいきたいと考えております。

○高橋委員

ガイドラインというと、どうしてもイメージ的にといいますか、とかく規制の部分の意味合いが強くなりがちと思うのですが、やはりそれでは可能性を狭めてしまったりですとか、活用の意欲をそいでしまうということにつながりかねませんので、重要なのは、リスク管理は適正に行いつつ、いかにして、その活用を推進するかというバランス感覚なのかと思います。

次に、そこにも関連してお伺いするのですが、昨日の一般質問の御答弁の中で、活用実態に関してお聞きしました。

その際に、庁内でどういうふうに使われているのかということの集約は考えていないというお考えはお聞きしましたが、ぜひやっていただきたいことがあります。というのも、職員の方の中には、その日々の業務の中でこういうところにA Iを使えるのではないかと感じているところがあったりですとか、様々にアイデアを持っていらっしゃる方がいるのではないかと考えているのです。

そういう形で活用策というか、業務効率化のアイデアみたいなものをガイドラインのタイミングと同じぐらいとかで、ぜひ一度アイデアを募ってみたいとも思うのですが、この辺りは可能性としていかがでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

生成A Iをより活用していくためには、委員の御指摘のとおり、職員が持つアイデアや意見を集約し、それを共有していく仕組みが有用と考えておりますので、生成A Iの導入や運用の中でアイデアや知見の集約と共有を進めてまいりたいと思います。

○高橋委員

ルール、ガイドラインをつくって、アイデアを募って、これだけでは十分ではなくて、今、御答弁の中にもありましたけれども、教育というお言葉、人材育成の部分が非常に大事になってくるかと思います。

つまり、ガイドラインの策定等も並行しながら、職員を対象とした利用のルールの周知であるとか、AIを使うための実践的な研修みたいなことを行っていただくのが望ましいと感じています。特に研修に関しては、1度や2度で終わるのではなくて、継続的に行うべきだと考えています。

人手不足の中で、やはりAIが業務を補う有効な手段であるということは常々といいますか、これまでも申し上げてまいりましたが、この後、生成AIを使いこなせる職員を育成するための、短期的なものではなくて、できるだけ中長期的な人材育成についての考え方をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

生成AIの利用に限らず、デジタル人材の育成というのは、業務効率化や地域課題の解決に不可欠だと認識しておりますので、生成AIの利活用も含めたデジタル人材の育成に関する職員研修を着実に継続的に実施してまいりたいと考えております。

○高橋委員

職員研修でしっかりと皆さんにリテラシーの向上みたいなものを図っていただくということは、少し大変だと思っても、その後の業務の労務負担が減っていけば、それは相対的に非常にいいものであると感じますので、ぜひ積極的にやっていただければと思います。

最後に、今までよりも、もう少し大局的な視点からの質問なのですが、生成AIがもたらす影響は単純に業務の効率化にとどまらず、AIによる判断が行政の意思決定にどう影響するのかとか、AIが生成したコンテンツの責任は誰が負うのかとか、もっと言うと、アルゴリズムに潜むバイアスみたいなものが市民サービスに不公平をもたらさないかとか、そうした倫理的な課題みたいなことについても目を向ける必要はあると思います。

その技術とどう向き合っていくのか。組織としてはある種の哲学みたいなものを確立することが実は今求められているのかと感じています。

技術的な側面だけではなくて、AIがもたらす倫理的な課題、社会への影響について、庁内で議論する場が必要だと思いますが、こうした検討を行うという考えはありますでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

本市では、これから生成AIの業務利用に向けて動き出すという段階であります。

生成AIの利用がもたらす倫理的な課題や社会への影響に関しては、まずは今後、実施する研修等の中で職員への周知を図ってまいります。社会的に大きな影響をもたらすような事象があったような場合には、庁内で議論する場面も想定されるのではないかと考えております。

○高橋委員

そこは自治体だけの話ではないとも思いますが、ぜひ視野に入れていただければと思っております。

次に、今、京都府舞鶴市が職員の方1,000人の規模にクロームブックを配布して、グーグル社のジェミニという生成AIのアカウントを配付したことがニュースになっています。そこまでダイナミックにやるということはなかなか難しいとも思いますが、やはり本市としても、他の自治体に遅れを取ることがないように、明確なビジョンと戦略を持って、この社会的変革を力強く推進していただきたいとお願いを申し上げます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○小貫委員

◎議案第3号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について

初めに、議案第3号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案についてです。

今回提案している中身は、小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の別表に、進学・就職準備給付金を加えるという変更なのですが、その別表を引用するようになっているのが同条例第4条ではないかと思うのですが、この同条例第4条について説明してください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条につきましては、市が保有する特定個人情報ファイルの個人情報を効率的に検索し管理するために、個人情報を利用して行うことができる業務を定めているものです。

○小貫委員

その業務に、新たに進学・就職準備給付金というのを追加するというので、この進学・就職準備給付金について説明をお願いします。

○(福祉保険)生活支援第1課長

生活保護受給者のうち、高校卒業後に大学等へ進学あるいは就職する方に対して、新生活立ち上げ費用に対する支援として行われる給付金です。

給付金の金額につきましては、世帯から転出する場合は30万円、同居の場合は10万円となっております。

○小貫委員

そして、今、議案第3号の流れで聞いていますけれども、同時に議案第1号令和7年度小樽市一般会計補正予算で、生活保護システム改修等事業費158万4,000円が計上されているわけなのですが、この予算計上と条例改正との関係について説明してください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

補正予算の生活保護システム改修等事業費につきましては、二つの改修費用のための予算となっており、一つは本年10月に行われる生活扶助基準の見直し、もう一つがこのたびの条例改正に合わせて進学・就職準備給付金情報を全国の自治体と情報連携するためのシステム改修費用です。

○小貫委員

たしか進学準備給付金は平成30年度から始まっていたと思うのですが、そこに昨年度、就職準備給付金が増えられたということです。

しかし、今回、条例で追加するのは両方の事務ということで、今まで進学準備給付金は、制度はあったのだけれども、条例には追加されてはなかったという進学準備給付金だけということが時間としてあったわけです。

その間、この条例を変更しないでどのように運用していたのか、お答えください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

進学準備給付金につきましては、平成30年度に創設されておりますが、実際の給付に当たりましては、個人番号を使用せずに業務を行って給付を行っていたために、条例改正の必要性を感じていなかったものです。

一方、このたびの条例改正につきましては、令和7年3月に国から情報連携についての通知があったこと、それ

から、マイナンバーカードの普及により、他部署との連携が生じる可能性があることから条例改正を行うものです。

○小貫委員

今までは個人番号を使用してこなかったというのと、だけれども、それでは国が駄目だと言ってきたということです。

今までに、個人番号を使用してこなくて不都合が生じてしまった事例はあったのでしょうか。

○(福祉保険)生活支援第1課長

実際の給付に当たって支障が生じた事案はなかったものです。

○小貫委員

この議案書を読んでみますと、提案理由として、支給に関する情報を追加するためとあるのですが、この支給に関する情報が何を指すのか、お答えください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

進学・就職準備給付金の支給年月と支給額になります。

○小貫委員

また条例に戻りますけれども、先ほど、同条例第4条についてお答えしていただきました。そこでも少し触れていたのですが、改めて情報提供ネットワークシステムとの関係を説明してください。

○(総合政策)デジタル推進室南主幹

同条例第4条では、小樽市や小樽市教育委員会が自ら持っている特定個人情報について必要な限度で事務に利用できるとしているものでございます。

ただ、これは自ら持っている情報でしかできないものですから、他都市の特定個人情報を利用するに当たっては、ただし書を設けて情報提供ネットワークを介して、他都市から情報を受けることができるとしているものであります。

○小貫委員

進学・就職準備給付金に戻りますが、先ほど国から通知があったというお話がありましたが、今回のように個人番号を含む個人情報を利用できる事務に追加することは、法律で何かそういう定めがあるものなのでしょうか。

○(福祉保険)生活支援第1課長

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に、地方自治体が特定個人情報を使用して行う業務について定められております。

○小貫委員

もう少し端的にお答えしていただきたい。進学・就職準備給付金が、要は、追加しなくてはいけないのか、できるのか、その辺はどういう表現があるのかはあれですけれども、法律でこれはマイナンバーのことで個人情報を利用できるとしなくては駄目であると決まっているのかということをお答えください。

○(福祉保険)生活支援第1課長

法律の中で、進学・就職準備給付金そのものを条例で規定しなければならないと明記しているものはございません。

○小貫委員

別に法では決まっていなくて、だから、条例で定めなさいという話だと思うのです。

進学準備給付金のときは、条例で今まで定めてこなかったわけですが、通知はありましたが、条例で定めなかった場合に、何か罰則などは出てくるのかについてはいかがですか。

○(福祉保険)生活支援第1課長

これについて、罰則はございません。

○小貫委員

あくまでも自治体の判断なのだということだと思います。

関連して、マイナンバーカードは実際にどのくらい小樽市で普及されているのかをお伺いしたいと思います。

まず、市内のマイナンバーカードの保有状況について直近のデータをお示してください。

○(生活環境) 戸籍住民課長

本年5月末の状況でお答えしますと、人口が10万3,430人、保有枚数は7万9,656枚であり、保有枚数率は77.01%となります。

○小貫委員

およそ77%、相当な保有率になっているかと思います。

私は持っていないのですが、マイナンバーカードを初期に取得した人だともう10年たってしまいましたけれども、今年更新の時期になっている方がいますが、更新しなかった件数はどの程度あるかは押さえていますでしょうか。

○(生活環境) 戸籍住民課長

マイナンバーカードの有効期間は、成人は発行日から10回目の誕生日、未成年者は5回目の誕生日であり、成人の方が初めて更新時期を迎えた本年1月と数字の確認ができた2月で申し上げます。なお、転出、死亡された方は除いております。

本年1月に有効期限を迎えた枚数は約160枚。そのうち、更新していない枚数は約16枚。本年2月に有効期限を迎えた枚数は約310枚。そのうち、更新していない枚数は約24枚です。

○小貫委員

約1割から1割弱の方が更新しなかったということなのですが、その理由については何か押さえられているのでしょうか。

○(生活環境) 戸籍住民課長

更新しなかった方々とは直接お話をしておらず、その理由につきましては把握しておりませんので、お答えできません。

○小貫委員

私の勝手な思いですが、やはり信用がないのではないかと、そういう不安がまだあるのかと思います。

それで、今度はマイナ保険証ですが、国民健康保険と後期高齢者医療制度で、今マイナ保険証を利用するように登録されている方というのは、それぞれ何人で、全体に占める割合というのはどのくらいなのか、説明してください。

○(福祉保険) 保険年金課長

令和7年5月末時点のマイナンバーカードの保険証利用者、利用登録者数は、国民健康保険が1万2,393人で、全体の被保険者数に占める割合は66.2%。後期高齢者医療制度が1万6,786人で、全体の被保険者数に占める割合は64.9%となっております。

○小貫委員

先ほど、カードを所有されている割合は約77%だけでも、国保や後期高齢者医療制度だと六十数%が健康保険証等になっているということで若干開きがあるということでした。

それで、先日もマイナ保険証のトラブルというのがありましたが、昨年度と今年度の途中までで、このマイナ保険証の利用解除をした受付件数について、同じように国保と後期高齢者医療制度でお答えください。

○(福祉保険) 保険年金課長

まず、国民健康保険は令和6年10月28日から利用解除の受付を行っており、令和6年度の受付件数は44件、令和

7年度は5月末現在で14件となっております。

後期高齢者医療制度は、令和6年11月5日から受付を行い、令和6年度の受付件数は46件、令和7年度は5月末現在で7件となっております。

○小貫委員

合わせて100件近くが解除されているということでした。

先ほどの議案第3号との関係もあるのですけれども、やはりカードを保有している人というのは確かに増えているのですが、こうやって番号が勝手に振られていて、それが勝手に使われていくということになってきまして、利用拡大が広がっていくと、情報漏えいやプライバシー侵害が広がるということだと思います。

しかも、条例で定めるかどうかはあくまでも自治体の判断だということですので、やはり事務を拡大すべきではないのかということは述べておきたいと思います。

◎議案第1号令和7年度小樽市一般会計補正予算について

議案第1号のうち、新型コロナワクチンの補正予算について質問したいと思います。

各種予防接種費で1億1,022万9,000円が計上されておりますけれども、これは今回、自己負担が増えることになるということで、この変更内容について説明してください。

○（保健所）健康増進課長

令和6年度から高齢者等への新型コロナワクチンが定期接種化されましたが、令和6年度は国からの助成があったため、接種費用1万5,300円のうち、自己負担額は3,300円でした。今年度につきましては、国からの助成がなくなったため、標準的な接種費用1万5,600円のうち、自己負担額は7,800円とするものでございます。

○小貫委員

昨年は自己負担3,300円だったのが、今年度は一気に4,500円引き上げるというお話でしたけれども、昨年度は自己負担3,300円で、生活保護世帯と非課税世帯の方は自己負担なしでした。

これは小樽市の状況ですけれども、他都市は昨年度どういう実施状況だったのか、説明してください。

○（保健所）健康増進課長

まず、昨年度の道内主要都市の自己負担額につきましては、3,000円から3,300円でした。

無料接種の対象者の部分でございますが、今、委員のおっしゃったとおり、小樽市は生活保護世帯、非課税世帯の両方を無料対象としておりましたが、市によっては、非課税の方のみ対象にするまち、あと生活保護の方だけ無料の対象とするまち、それぞれございました。

○小貫委員

金額は3,000円から3,300円だったということで、その中で3,300円だから主要なところでは一番高かったというお話ですが、ただ、無料の対象者は小樽市のほうが広く見ているというところで、国では一律ではないのだということが分かりました。

昨年度の無料の対象者の方の分というのは、国からどのような財政措置がなされていたのかについて説明してください。

○（保健所）健康増進課長

昨年の標準的な接種費用は1万5,300円でしたが、まず、国の助成は8,300円ございました。そこを差し引いた分の残りが各自自治体負担の部分になりますが、その部分の3割が普通交付税措置されることとなっております。

○小貫委員

3割が普通交付税措置ということで、ただ、実数ではないと思うのです。

恐らく人口規模になるのか、高齢者の人口になるのか、ざっくりとこのぐらいですという形だったのではないかと思います。

そういう措置がされて、昨年度の接種実績ですが、全体の接種者数と接種率についてお答えください。

○(保健所)健康増進課長

昨年度に接種を受けられた方につきましては9,068人、接種率は20.7%でございました。

○小貫委員

昨年度から自己負担が生じてきたわけですが、その下で、接種率は20.7%だったというお答えでした。その前は、そもそも新型コロナワクチンは無料だったわけですが、無料で接種できたときの接種率はどうだったのか、お答えください。

○(保健所)健康増進課長

無料で接種できていたのは特例臨時接種でございますが、その最後となりました令和5年の秋開始の接種、令和5年9月から令和6年3月末までの期間でございましたが、65歳以上の高齢者で接種を受けられた方は2万6,320人、接種率は58.5%でございました。

○小貫委員

そのときは相当、接種勧奨などもやっていたということもあって、接種の数が大分違うのかと思いました。

そして、昨年度のデータでいくと、自己負担が生じた世帯と自己負担がない世帯での接種数はどのように違うのか、お答えください。

○(保健所)健康増進課長

先ほど、昨年度接種を受けられた方は、全体で9,068名とお答えしたところでございます。その内訳になりますが、自己負担がある方につきましては、4,008名、自己負担がない方につきましては、非課税の方で4,523名、生活保護を受けられている方で537名、自己負担がない方の合計は5,060名になります。

○小貫委員

自己負担がない方で5,060人がやっていたと。

心配なのは今回4,008人と自己負担ありの世帯が、ただでさえ無料でやっていたときに、全体として約58%が約20%に下がったのが、自己負担を引き上げるということで、さらに接種が遠のいてしまうのではないかと少し不安に思っています。

今回、小樽市は引き上げることで予算が計上されていますが、他都市も国の補助がなくなるというのは一緒なので、今年度の他都市の動向はどのように押さえているのか、説明してください。

○(保健所)健康増進課長

今回、私たちもいろいろ検討するに当たり、道内主要市の検討状況を伺いました。どの市もまだ確定していないというところでございますが、今、検討している中としては、4,000円前後から、ワクチン代全額に相当する1万1,800円の間と伺っております。

○小貫委員

4,000円前後から1万1,800円の間ということで、前回の3,000円から3,300円とは大分幅があるのかと思います。

それで、無料の対象者については、3割ですけれども、昨年度に普通交付税措置されているというお話がありましたが、今年度についてはこの普通交付税措置というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○(保健所)健康増進課長

厚生労働省からは、無料接種にした方の総接種費用の3割について普通交付税措置が講じられる見込みとの通知があったところでございます。

○小貫委員

ただ、総接種費用の3割が普通交付税措置というのが、多分都市によっては、また同じように非課税を含めるか、含めないかということで大分扱いが変わってくると思うのですが、厚生労働省ではその3割の部分という

のは、どこまでというのは特に定めは言っていないのでしょうか。

○(保健所)健康増進課長

国では、無料接種の対象は低所得者というところで、生活保護受給者等という部分でなっていますので、その等の中には非課税の人も含まれるとは考えてございます。

○小貫委員

需要額でどうなっているのかというのは財政部に後で聞きたいと思います。

ただ、先ほども言いましたように、結局、新型コロナワクチンの接種が遠のくことを少し心配してまして、私が調べてみたら、昨年、道内の新型コロナウイルス感染症を主な死因とする死亡者数は1,818人ということです。全国的には3万5,865人ということで、主な死因の8番目が新型コロナウイルス感染症であるということなのです。

この統計結果についてどのように考えるか、感想を述べてください。

○(保健所)鳥居塚主幹

新型コロナウイルス感染症の死亡数についての御質問ですが、令和4年から6年の人口動態統計では、新型コロナウイルス感染症での死亡数は減少傾向ではありますが、インフルエンザの死亡と比較しますと、令和5年では全国で約28倍、北海道で約22倍の多さとなっており、死因順位の高さからも重症化の予防が必要な疾患であると認識しております。

○小貫委員

重症化の予防が重要なのだということで、インフルエンザの約28倍ですから、今なお、相当な方が新型コロナウイルス感染症で亡くなっているということだと思います。

重症化を抑える上で、ワクチンについての効果をどのように考えているのか、お答えください。

○(保健所)健康増進課長

厚生労働省によりますと、新型コロナワクチンにつきましては、有効性及び安全性が確認された上で薬事承認されており、国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化を予防する重症化予防効果が認められるとされておりまして、私たちとしてもそのように認識してございます。

○小貫委員

やはり重症化を防いでいくことが必要だし、ワクチンはその効果があるのだというのが今の二つの答弁だったと思うのです。

そうなってくると、やはり私たちが気をつけなくてはいけないのは、新型コロナウイルス感染症が広がったときに、特に医療機関がもう麻痺してしまって、市民の命、健康が脅かされるということがありました。

代表質問で、うちの松井議員が医療機関の経営状況の話もしていましたけれども、本当にきつきつの中でやっている中で、やはりこういうことが2度と来てほしくないというところなんです。

それで、今回、国の補助が外されたことがそもそもの原因でして、やはり昨年並みの国庫補助が必要だとは感じないでしょうか、いかがでしょうか。

○(保健所)健康増進課長

本市といたしましても、国からの助成継続は必要と考えてございます。

全国政令市衛生部局長会において、令和6年度の国への要望事項の一つであると決議し、令和6年9月に同会の代表者が厚生労働省を訪問し、令和7年度以降の助成金継続について要望したほか、北海道市長会の令和7年度春季要請におきましても同様の要請を行っているところでございまして、繰り返しにはなりますが、国からの助成継続が必要であると考えてございます。

○小貫委員

それで、そういう国からの助成が必要だと。国が悪いのですけれども、そういう中で、次から次に提案するとい

うのは非常に心苦しいのです。そうはいつでも、やはり倍以上自己負担額を上げるという決断をするというのは、私は引き上げ過ぎではないかと思うのです。

やはりこれは昨年度並みに自己負担額を引き下げられるようにすべきではないかと思うのですけれども、これについてお答えをお願いいたします。

○(保健所)健康増進課長

先ほども答弁さしあげましたけれども、昨年度につきましては国の助成があったため、自己負担額を低く抑えることができたものでございますが、今年度につきましても、当然私たちとしても自己負担額を少しでも抑えたいという思いはございましたが、国の助成がなく、大きな財政負担を伴うことから、このような額ということで考えさせていただいているものでございます。

○小貫委員

国の財政負担がないから仕方ないのだというお話でしたけれども、やはり引き下げるべきだという考えは私も変わらないのですが、ただ、同時に無料接種できる方がいますので、こういった方々には生活保護は生活保護で取り組むということと、非課税世帯の方への接種勧奨などをして、少しでも重症化を防いでいくという取組は必要ではないかと思うのですけれども、それをお答えできますでしょうか。

○(保健所)健康増進課長

やはり金額が上がることによって、この接種率は下がってくる、そこはあるのかとは思っているところでございますけれども、昨年のも新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの流行のピークが年末年始ありまして、医療機関の逼迫というなかなか大変な状況だとは伺っていますので、今回この新型コロナウイルス感染症のワクチンとインフルエンザの同時接種につきまして、今後、私たちもいろいろな場面で推奨していきたいと考えてございます。

○小貫委員

◎国民健康保険について

国民健康保険についてお話をしたいと思います。

まず、令和7年第1回定例会ではモデルケースでの保険料を昨年度と比較して答えていただいたのですが、その前提が賦課所得ゼロの世帯、7割軽減の世帯ということで聞いたのですけれども、今7割軽減の世帯は全体で何世帯で、あと全体の割合をお答えください。

○(福祉保険)保険年金課長

令和7年度当初の賦課時点での7割軽減の世帯は5,788世帯で、全体に占める割合は40.6%となっております。

○小貫委員

約4割がもう7割軽減の世帯だということです。

今回、応能割、応益割が変更していくという流れの中で聞きたいのですけれども、令和2年度は何割だったのでしょうか。

○(福祉保険)保険年金課長

令和2年度当初賦課時点での7割軽減の世帯は7,074世帯で、全体には占める割合は41%となっております。

○小貫委員

ほぼ変わりなくなっているのですけれども、先ほどモデルケースの話をしました、このモデルケースの方で令和2年度と7年度の保険料の比較をしていただきたいと思います。

○(福祉保険)保険年金課長

まず、モデルケースの一つが40歳未満の夫婦と小学生1人の場合についてですが、令和2年度は2万9,510円、令和7年度が4万3,160円と、1万3,650円の増となっております。

また、65歳以上の2人世帯のモデルケースでいきますと、令和2年度が2万1,880円、令和7年度が3万2,460円と、1万580円の増となっております。

○小貫委員

応能、応益割の割合を変えることで、7割軽減の世帯でこれだけの保険料になってしまっているということで、本当に低所得者に対して冷たい仕打ちとなっているわけです。

その一方で、1人当たりの保険料は令和2年度と比べてどうなったか、お答えください。

○(福祉保険) 保険年金課長

1人当たりの保険料についてですが、全被保険者が対象の医療分と後期高齢者支援金分を合わせた保険料と比較いたしますと、令和2年度が6万8,438円、7年度が7万6,559円であり、8,121円の増額となっております。

○小貫委員

こうして標準保険料率に近づけるという流れの中で、国保会計の影響というのはどうなっているのか、この保険料と一般会計の繰入れの関係から説明していただけますか。

○(福祉保険) 保険年金課長

標準保険料率へ近づけることにより、低所得者の保険料が増額になることで、国保会計の一般会計からの繰入れに関わる項目は二つございます。

一つは、保険基盤安定分として、軽減を受ける世帯の人数により算出されるもので、保険料の増加の影響により一般会計からの繰入れが増えております。

二つ目は、保険者支援分で、軽減を受ける世帯の人数だけではなく所得なども勘案して算出されるもので、こちらは一般会計からの繰入れは減少しております。

保険基盤安定分の増額が保険者支援分の金額より多いため、二つを合わせた影響は一般会計からの繰入れが増えていることになっております。

○小貫委員

これだけ7割軽減の世帯がいるわけだから、どんどん増えてきてしまうということなのだと思いますけれども、やはり低所得者へどんどん重い保険料負担があって、一方で、一定収入がある方の、7割軽減ではない世帯が6割程度ですけれども、そういう人たちの負担が減らされていくということなので、その分、一般会計からも繰入れをするという関係になっています。やはり、改めて標準保険料率に戻してくということを一止めて、きちんとやるべきではないと思いますということを主張だけいたします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。